

越前市多文化共生

推進プラン

[illegible]

えんぜんし

平成 31 年 3 月

福井県越前市

ふくいけんえちぜんし

■表紙のデザイン（シンボルマーク）について

表紙を飾るシンボルマークは、市内のイラストレーター・絵本作家である
さいとうかおりさんをお願いしました。

3つのデザイン案を出してもらい、市内の全小学校児童による投票を行った結果、
色々な国の人々や、食べ物、遊びなど、様々な文化が集まる越前市で共に暮らすという
イメージのこのデザインが選ばれました。

「郷土に愛着をもって共に創り上げる
多文化共生のまち 越前市」を目指して



本年1月1日現在、越前市にはブラジル人をはじめ4,344人もの外国人市民が生活し、人口に占める割合は5.2%に上り、市内企業の旺盛な求人を背景に、ブラジル人の一層の増加はもとより、ベトナム人やモンゴル人など外国人市民の多国籍化が進んでいます。

また、深刻な人手不足の解消策として、本年4月から改正入管難民法が施行され、新たな在留資格による外国人労働者の受入拡大が進むため、今後も外国人市民のさらなる増加が予想されます。

外国人市民は、本市の経済活動を支える上で大きな力となっている半面、在留期間の長期化や定住化が進んでいることから、教育・保育環境の整備、病気や災害時の支援など、生活全般にわたる課題が顕在化してきています。

こうした状況を踏まえ、日本人市民と外国人市民がお互いに国籍や文化の違いを認め合い、共に安心して住み良いまちを築くため、越前市多文化共生推進プランを策定することとしました。

本プランでは、「多文化共生社会の実現に向けた啓発」と「子育て教育環境の充実」を重点施策に位置づけ、その推進に当たっては、外国人市民を雇用する企業はもとより地域、市民団体、大学、国際交流協会など様々な主体と連携・協働を図ってまいります。

本プランの基本理念に掲げる「郷土への愛着をもって共に創り上げる住み良いまち 越前市」の実現に向け、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本プランの策定に当たり貴重なご意見をいただいた越前市多文化共生推進プラン策定委員の皆様をはじめ、ご協力いただいた多くの皆様に心から御礼申し上げます。

平成31年3月

越前市長 奈良 俊幸

目 次

第1章 概要	1
1. 趣旨	1
2. 目的	2
3. 位置づけ	2
4. 期間	2
第2章 多文化共生推進の基本的考え方	3
1. 基本理念	3
2. 基本方針	3
3. 基本施策	5
第3章 外国人市民の現状と課題	14
1. 外国人市民の現状	14
2. 越前市における課題	23
第4章 越前市多文化共生推進プランの施策	31
1. 重点施策	31
2. 施策の体系	37
3. 必要不可欠な企業との連携について	38
4. 越前市多文化共生推進のための施策	39
5. 各主体の役割と連携	50
6. 推進体制及び進行管理について	53

7. 越前市多文化共生推進のためのシンボルマーク	53
--------------------------	----

第5章 資料編	55
---------	----

1. 資料	55
-------	----

(1) プラン策定の経緯

- ①総合戦略室におけるヒアリング調査
- ②越前市多文化共生推進プラン策定委員会及び庁内ワーキンググループ
- ③多文化共生推進プラン策定に係る外国人市民アンケート
- ④外国人市民対象地域ミーティング
- ⑤保育・教育現場の視察
- ⑥パブリックコメントの実施

(2) 越前市多文化共生推進プラン策定体制

- ①越前市多文化共生推進プラン策定委員会
- ②ワーキンググループ
- ③越前市多文化共生推進プラン策定事務局

2. 越前市多文化共生推進プラン策定に寄せて

■第1章 概要

1. 趣旨

我が国において社会・経済のグローバル化、少子高齢化・人口減少など社会環境が激しく変動する中で、1989年（平成元年）に「出入国管理及び難民認定法（入管法）」が改正され、「定住者」資格を中心に在留外国人が急増しました。その後、2008年（平成20年）9月に起こったリーマン・ショックと呼ばれる世界的な経済危機以降の景気後退や東日本大震災の影響もあり、帰国する人が相次ぎ、大きく減少したものの、近年では、再び増加傾向が見られ、日本に暮らす外国人（在留外国人）は、現在250万人を超えています。

このような状況を踏まえ、国では、地方自治体における多文化共生施策の推進に関する指針及び計画策定のために、2006年（平成18年）3月に総務省が「地域における多文化共生推進プラン」を策定しました。

本市においても、近年ではブラジルをはじめとして、従来からの中国に加え、ベトナムなどアジア地域からの技能実習生、日本人の配偶者など、様々な背景を持った外国人市民が増加しており、2018年（平成30年）10月1日現在では4,262人が在住しています。その結果、本市の総人口に占める外国人の割合は約5パーセントとなり、福井県内においては突出した割合となっています。

本市では、外国人市民に対し、市広報紙の多言語版の作成やポルトガル語通訳者の配置、学校への外国人児童生徒の受け入れや教育支援など、多文化共生に対応した取組みをこれまで進めてきました。しかし、近年の永住・定住の傾向の高まりを鑑みると、外国人を一時的な滞在者としてではなく、従来の外国人支援の視点を超えて、生活者・地域住民として認識する視点が必要になってきました。

このため、外国人市民には、日本の文化や生活スタイルを理解し、受け入れてもらう一方で、市では、地域で生活しやすい環境を整えるなど、国籍や文化の違いに関わらず、越前市民として快適な生活ができるまちづくりを目指して

いくことが必要になってきました。

このようなことから、本市では、多文化共生を取り巻く課題や基本的な考え方を整理するとともに、外国人市民、日本人市民が同じ市民として多様な価値観を認め合い、お互いの理解と尊重のもとに市民、市民団体、企業など各種団体と行政が協働して多文化共生のまちづくりを計画的かつ総合的に展開するため、「越前市多文化共生推進プラン」を策定しました。

2. 目的

本プランは、本市に住む日本人市民、外国人市民の区別なく、全ての市民が、お互いの国籍、文化や生活習慣の違いなどを認め合い、尊重し合って、同じ越前市民として共に支え合って生活できる地域社会を実現することを目的としています。

3. 位置づけ

本プランは、2006年(平成18年)に総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」及び市総合計画で、将来の都市像として掲げている「元気な自立都市 越前」の具現化を図る中で、本市が目指す多文化共生社会について、現状と課題を整理し、市民、市民団体、企業、行政などが取り組む方向性を示す指針・計画となるものです。

4. 期間

本プランの期間は、2019年度(平成31年度)から2023年度(令和5年度)までの5年間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢の変化や国の制度変更などに応じて随時見直しを行うこととします。

■第2章 多文化共生推進の基本的な考え方

1. 基本理念

「いろいろな国の人たちが、お互いに認めあい、お互いに支えあい、郷土への愛着をもって共に創り上げる住み良いまち 越前市」

本プランでは、国籍や文化の違いをそれぞれの個性として生かし、全ての人々がお互いに認めあい、尊重しあって、郷土愛を感じながら越前市民として共に支えあって暮らせる住み良い地域社会を実現することを目指し、多文化共生の基本理念として掲げることとします。

多文化共生でいう「文化」とは、その人の暮らしを取り巻く様々なものを指し、例えば、言葉の使い方や食生活などをはじめとした生活習慣のみならず、普段の生活の中での行動様式や、これまでの暮らしの中で培われた価値観や風土といったように、大変広範囲にわたるものです。

今後は、地域で共に生活するものとして、日本人市民も外国人市民もお互いがコミュニケーションを図り、国籍、文化や生活習慣など、それぞれの違いを認め、尊重したうえで外国人市民もまちづくりに参加しやすい環境づくりを行い、多文化共生のまちづくりを進めていく必要があります。

また、多文化共生のまちづくりを通じて、日本人市民、外国人市民を問わず、市民一人ひとりが自らの個性と能力を十分に発揮でき、自分らしく誇りをもって生き生きと暮らしていける社会の実現を目指します。

2. 基本方針

越前市の多文化共生推進プランに掲げる目標を達成するための基本方針を次のとおりとします。

(1) コミュニケーション支援

外国語を母国語としている外国人市民には、日本語をあまり理解できない人

も多く、日本語によるコミュニケーションが困難なことによって、日常生活や職場、学校などで様々な問題が生じる場合があります。このような問題を解消するため、やさしい日本語を活用したコミュニケーションの支援を行うとともに、外国人市民に伝わりやすい情報伝達手段の確保に努めます。

（２）生活支援

誰にとっても、生活していく上で、様々な課題や不安が生じますが、とりわけ言葉や文化の違う外国人市民にとっては、なお一層支援ニーズが高まっていると言えます。また、定住・永住の傾向が高まっている現状を踏まえ、地域において必要となる基本的な環境を整備し、日常生活を送る中で支障や不安のないように、生活全般にわたって支援を行います。

（３）多文化共生の地域づくり

地域社会において、日本人市民と外国人市民との交流機会が少ないことによって生じる相互理解の不足により、両者の間に様々な行き違いが生じる場合があります。このような事態を防ぎ、日本人市民も外国人市民も、同じ地域に生活する一員として共生していくための意識啓発を行うことで、相互理解を図り、外国人市民が地域に参画できる地域づくりを目指します。

また、本市における多文化共生に向けた施策を推進していくための体制整備や、地域、企業、国際交流協会など各主体との連携・協働を図り、効果的な施策の推進体制を構築します。

（４）地域活性化やグローバル化への貢献

これまでのように、外国人市民を支援の対象として捉えるのではなく、外国人としての視点によりもたらされる多様性を積極的に活用することによって、地域資源を新たな観点から捉えたビジネスモデルの形成や地域産業の振興、ひいては地域活性化へとつなげることができます。このため、企業等による能力ある外国人市民の活用に加えて、外国人市民も起業などにより自らの能力やスキルを積極的に活かせるよう支援していく必要があります。本市としても商工

団体等との連携強化により必要な支援を行っていきます。

3. 基本施策

総務省では、外国人の増加と今後のグローバル化の進展及び人口減少傾向を勘案し、平成 18 年 3 月に「地域における多文化共生推進プラン」を取りまとめました。これにより、外国人市民施策は、既に一部の地方公共団体のみならず、全国的な課題であるとして、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくような多文化共生の地域づくりを推し進める必要があることを示しました。このため、本プランにおいては、総務省が示した多文化共生社会実現に必要とする施策例を基本施策とし、第 3 章において本市の現状や課題を示し、それを踏まえ、第 4 章において、本市の課題を解決するために必要な施策を示していきます。

(1) コミュニケーション支援

①地域における情報の多言語化

ア. 多様な言語、多様な情報媒体による行政・生活情報の提供

日常生活における買い物や、交通、医療、また住民に提供される行政サービスや、履行しなければならない納税などの義務の内容、地域社会で生活するうえで必要となるルールや慣習、地域が主催するイベント等については、外国人市民にも伝わりやすく、理解できるような多様な言語・多様な情報媒体による提供を行うことが求められます。

イ. 外国人市民の生活相談のための窓口設置及び外国人市民相談員としての位置づけ

外国人市民が行政・生活情報を入手し、地域生活で生じる様々な問題について相談できるよう、外国人市民の生活相談のための窓口を設置し、その充実を図ることが求められます。

地域生活を営んでいく中で外国人市民が抱えている問題は、同じような文化的・社会的背景を有する外国人市民が一番理解しやすい立場にあるため、地域に住んでいる外国人市民を相談員等として活躍を促すとともに、多くの相談ニーズに対応できるよう複数の配置を行うなど相談体制の充実が求められます。

ウ．国際交流協会、NPO等との連携による多言語情報の提供

外国語通訳ボランティアを増員・育成するとともに、日本語講座などを通じて外国人市民に対する支援に取り組む国際交流協会をはじめ、NPOや外国人の自助組織等と連携し、多言語による情報提供を推進することが求められます。

② 言語及び文化に関する学習支援

ア．地域生活開始時におけるオリエンテーションの実施

本市への転入手続などの機会を利用し、外国人が地域住民としての生活を開始してからできるだけ早い段階で地域での生活になじめるようにオリエンテーションを実施するなど、行政情報や日本社会の習慣等について学習し、理解を深められる機会を提供することが求められます。

イ．日本語及び日本社会に関する学習機会の提供

オリエンテーションの実施後も、外国人市民が学校や職場、日常生活で使用する基礎的な日本語及び日本の社会や文化について継続的に学習することが必要です。このため、国際交流協会だけではなく企業などが様々な学習の機会を創出すると共に、外国人市民に対して、日本語学習の必要性について啓発を行うことが求められます。

ウ．母国語及び母国文化に関する学習支援

日本で育った外国人市民の子どもが母国語を話せないために親とのコミュニケーションギャップが生じているケースもあります。このため、母国語や母国の文化を学ぶ機会の創出が求められています。

（２） 生活支援

① 居住

ア．情報提供による居住支援

住居を確保することは、最低限の生活を営むための基盤であり、円滑に入居先が見つけれられるように支援することが求められます。市営住宅の入居をはじめ、賃貸住宅の仲介を行う不動産業者に関する情報や、日本の住宅に関する慣習やシステム等に関する情報を、外国人市民へ多様な言語で提供することが求められます。

イ．住宅入居後のオリエンテーションの実施

家庭ゴミの出し方など、地域における生活ルールを巡って、外国人市民と日本人市民との間に起こるトラブルは、生活習慣の違いや地域のルールに対する理解が十分でないことに起因するケースが多いことから、町内会、ＮＰＯ等と連携して、地域のルール等を外国人市民に周知するオリエンテーションの仕組みを構築することが求められます。

ウ．町内会等を中心とする取組みの推進

平常時・緊急時を問わず、町内会等が中心となって、ＮＰＯ等その他の民間団体との連携を図りつつ、地域ぐるみで外国人市民を受け入れていくことが重要であるため、町内会等への加入の必要性を啓発するとともに、外国人市民を含めた町内会等の体制づくりや活動を推進することが求められます。

② 教育

ア．多様な言語による学校入学時の就学案内や就学援助制度の情報提供

小中学校の転入学や学校生活及び就学援助制度、その他日本の学校制度全般について、転入学の前段階から外国人市民に対して、広く多様な言語で周知することが求められます。

イ．日本語の学習支援

日本語による学習の効果を高めるために、職員の加配など教育課程内での対応のほかに、国際交流協会などのボランティア団体と連携した学習支援や母国語による学習サポートなど複数の学習機会を確保し、生活言語だけでなく学習言語の習得を支援していくことが求められます。

ウ．地域ぐるみの取組み

親子間のコミュニケーションギャップ、さらには、保護者と学校とのコミュニケーションギャップなどが課題となっており、これらの課題への対応については、学校のみに対応を委ねるのではなく、国際交流協会をはじめ、NPO、町内会、企業等、地域ぐるみの取組みを促進することが求められます。

エ．進路指導及び就職支援

教育分野については、義務教育課程が重視されがちですが、定住して生活をしていくうえでは、各学校における進路指導及び就職支援は重要なものとなります。そのため、各学校を卒業する外国人生徒の進路指導や就職支援に取り組んでいくことが求められます。

オ．多文化共生の視点に立った国際理解教育の推進

小中学校の児童生徒を対象として、多様な文化や慣習などをはじめとした理解を深め、お互いを尊重し合う多文化共生の視点に立った国際理解教育を推進することが求められます。

カ．就学前教育の周知及び多文化対応

外国人市民の保育園・認定こども園・幼稚園の利用ニーズも高まっていますが、利用手続を知らないことにより利用機会を失ったり、子どもを預けられないことで親が仕事に就くことができなかつたりする状況があります。

手続については、保育園・認定こども園・幼稚園と連携した情報提供に努めるとともに、言語、習慣面での配慮を行い、外国人の子どもの幼児教育に取り

組むことが求められます。

③ 就業支援

ア．ハローワークとの連携による就業支援

就業することは、生活の糧となる最も重要なものの一つです。外国人の就業機会を確保するため、ハローワークと連携して就業支援することが求められます。

イ．商工会議所等との連携による就業環境の改善

商工会議所、商工会と連携して、外国人を雇用する企業と協議の場を設け、日本語学習の支援や子育てへの配慮など、外国人労働者の就業環境の改善を促すとともに、地域コミュニティへの参加を積極的に支援するなど、企業に対して啓発を行うことが求められます。

ウ．外国人労働者の実態把握と失業対策

景気の変動で失業する外国人市民も少なからず存在するため、外国人労働者の実態把握を行うとともに、失業者の縮減に向けた取組みを進める必要があります。

エ．外国人市民の起業支援

起業意欲のある外国人市民が、地域経済の特徴やグローバルな視点及びこれまでの経験を活かした起業家（事業者）として地域で活躍できるように、商工会議所、商工会や金融機関との連携や情報提供等、外国人市民の起業支援を行うことが求められます。

オ．外国人雇用企業による就業環境の改善

多数の外国人を雇用する企業は、言葉の問題を抱える外国人労働者に対して日本語教室などのやさしい日本語を習得できる環境の整備をはじめ、コミュニケーションギャップの解消を目指して、就業環境の改善と、安心して就労でき

るように、子どもの教育等に対するサポートを行うことが求められます。

④ 医療・保健・福祉

ア．外国語に対応している医療機関に関する情報提供

地域に外国語に対応している医療機関がある場合には、急病や診療のニーズに備え、広報紙（多言語版）等において外国人市民への積極的な情報提供を行うことが求められます。また、外国語に対応していない医療機関においても問診票を多言語化するなどの緊急時における配慮が求められています。

イ．健康診断や健康相談の実施

外国人市民が多数居住する地域の健康診断や健康相談の実施の際には、通訳者等を配置し、広報の際にはやさしい日本語や多様な言語を使用することが求められます。

ウ．母子保健及び保育における対応

やさしい日本語や多様な言語による母子手帳の交付や助産制度の紹介などを行うとともに、情報提供や保育を通して、母子サポートや保育を必要とする世帯に対する支援策を講じることが求められます。

エ．高齢者・障がい者への対応

現在居住している外国人市民が定住することにより、外国人市民の年齢も高齢化していくことが考えられます。また、障がいを持つ外国人市民も今後増えていくことが考えられます。そのため、介護保険制度の紹介やケアプラン作成時の通訳者派遣、障がい者福祉制度の周知などについて、多様な言語による対応や文化的な配慮を含め、その対応策を検討することが求められます。

⑤ 防災

ア．災害等への対応

平常時から外国人市民に対し、避難場所などの防災情報の提供を行うとともに、災害に対する理解や防災意識の啓発のため、防災訓練などへの参加を促すことが必要です。また、非常時の対応として、多様な言語による各種気象警報の伝達や避難誘導の他、避難場所における外国人市民の支援策、特に避難生活への配慮などの検討を行い、市の地域防災計画に明確に位置づけることが求められます。

イ．非常時の外国人市民の所在把握

普段のコミュニケーションにおいて日本人市民と外国人市民の交流を図り、顔の見える関係を築くことで、災害弱者となり得る外国人市民の情報の把握に努めるとともに、NPOや外国人を雇用する企業などと連携し、災害発生時の安否確認方法を確立することが求められます。

ウ．災害ボランティアの育成・支援、連携・協働

市の防災担当部門と外国人市民施策担当部門の連携をはじめ、NPO、地域の自主防災組織など、多様な民間主体との連携・協働を図り、外国人市民の防災安全リーダーを育成するなど外国人市民同士による自助・共助体制構築のための支援と災害ボランティアを育成することが求められます。

エ．災害発生時の外国人市民への情報伝達

外国人を雇用する企業などと連携を図り、非常時において迅速な情報提供を行う体制を確立しておく必要があり、さらに、非常時に役立つ外国語表示シートなどを準備するほか、多様なメディアとの連携の可能性を検討することが求められます。

⑥ その他

ア．より専門性の高い相談体制の整備と人材育成

最近では、法律や医療等の各分野における通訳相談業務の内容が高度化する傾向にあることから、各分野について、より専門性の高い通訳相談体制を整備することが求められます。

（３）多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

ア．地域住民等に対する多文化共生の啓発

日本人市民と外国人市民が共生していくために、住民、企業やNPO、町内会等を対象に、多文化共生の地域づくりの必要性について啓発を行うことが求められます。

イ．多文化共生の拠点づくり

学校、図書館、地区公民館、国際交流協会等においては、地域と連携しながら、多文化共生に係る文化的情報発信の拠点として、教職員、保護者及び地域住民に向けた啓発活動を行うことが求められます。

ウ．外国人市民との交流イベントの開催

外国人市民が参加しやすい環境を整え、外国人市民の母国の文化や日本の文化等を紹介する交流イベント、スポーツや音楽イベントなどの開催により地域での日本人市民と外国人市民が交流する機会を設け、お互いの文化を尊重し合い、多文化共生の意識の醸成を図ることが求められます。

② 外国人市民の自立と社会参画

ア．キーパーソン・ネットワーク・自助組織等の支援

外国人市民が、地域住民として主体的に地域で活動できるよう、地域の外国人コミュニティのキーパーソンとなるような人物や外国人市民のネットワーク、そして外国人市民の自助組織の育成及び支援を行うことが求められます。

イ．外国人市民の意見を地域の施策に反映させる仕組みの導入

外国人市民の各種審議会や委員会などの会議への参加を促進するなど、市の施策に外国人市民の意見を広く反映させる仕組みを構築することが求められます。

ウ．外国人市民の地域社会への参画

地域の実情に応じて適切な外国人市民の自立支援体制を整備すると共に、外国人市民の地域社会（町内会、PTAなど）への参画を促進することが求められます。

（４）地域活性化やグローバル化への貢献

①企業における外国人市民の活躍

外国人市民を日本人労働者の不足解消の手段として捉えるのではなく、外国人の視点によりもたらされる多様性や母国でのスキルなどを積極的に活用することによって、企業の生産性の向上や、海外進出、新たなビジネスモデルの形成へと繋げていく必要があります。

また、技能実習生受入企業においては、しっかりした技術指導を行い、企業価値を高めることによって、更に優秀な技能実習生を受け入れるサイクルを構築することが重要です。

②教育現場における多文化共生社会

外国人市民の定住化が進んでいる現状において、今後、ますます外国人児童生徒の増加が予想されます。したがって、これまでのように外国人児童生徒を支援の対象として捉えるのではなく、今後は、他の地域にはない大きな強みとして活かしていく工夫が必要となっています。

■第3章 外国人市民の現状と課題

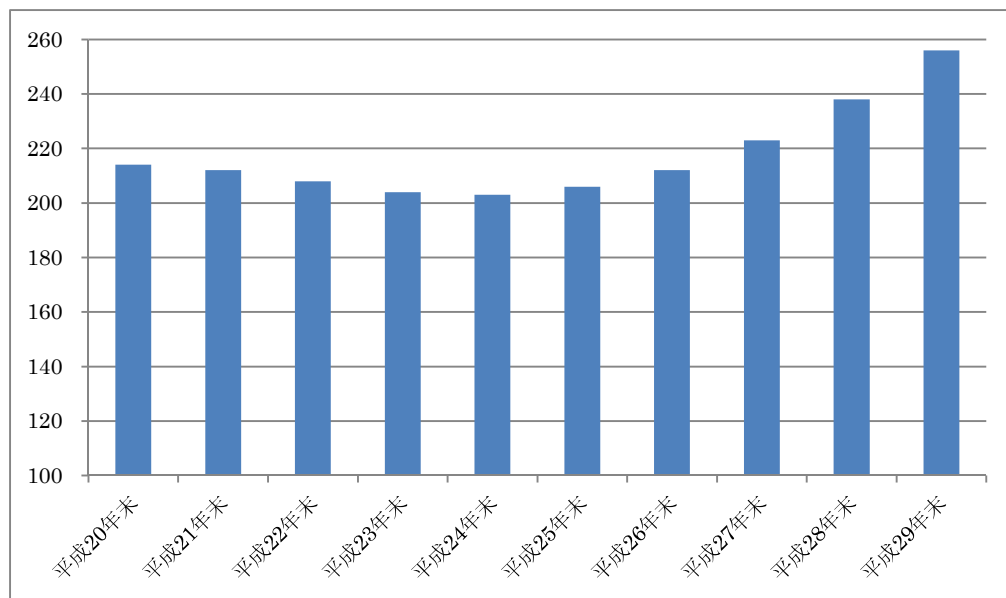
1. 外国人市民の現状

(1) 現状

我が国における外国人市民数は、平成29年末において、256万1,848人であり、リーマンショックや東日本大震災などの影響により一時的に減少した時期もありましたが、概ね増加傾向にあり、日本の総人口に占める割合も過去最高の2%を超えています（資料1）。

これは、「改正出入国管理及び難民認定法」の施行（1990年）により、「定住者」の在留資格が創設され、日系3世まで就労可能な地位が与えられたことや、技能実習制度の創設（1993年）が主な要因となっています。また、新たな在留資格が創設されるなど、外国人市民数はさらに増加するものと考えられます。

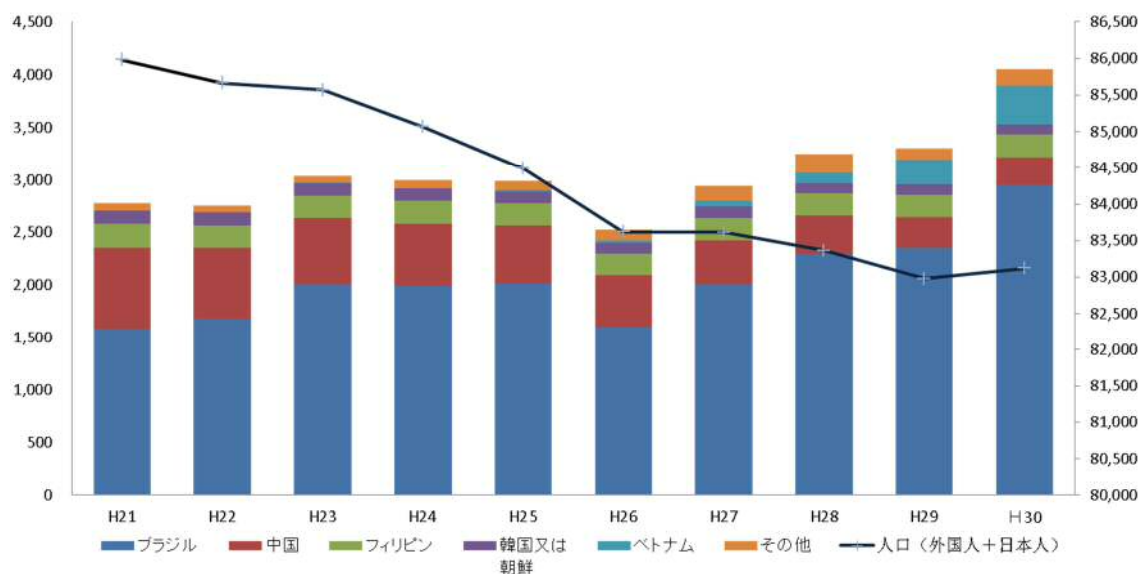
【資料1】 我が国における外国人市民数の推移 単位：万人



出典：法務省HP「平成29年3月末現在における在留外国人数について（確定値）」

このような状況において、本市における外国人市民数も近年増加傾向にあり、平成 30 年 10 月 1 日現在で、4,262 人、総人口に占める割合は 5%と、全国平均の 2%と比較してもかなり高い割合を示しています（資料 2）。全国的な労働者不足のなか、本市も平成 28 年における福井県全体の製造品出荷額等の 26.2%を占めるなど、製造業が多く所在しており、労働力の確保は重要な課題となっています（資料 3）。減少する日本人の生産年齢人口を外国人がカバーしているのが現状で、25 歳から 34 歳においては、6 人に 1 人が外国人という状況となっています（資料 4）。今後の人口減少社会において、生産年齢人口の更なる減少はほぼ確実であり、それを補うために今後も外国人市民は増加するものと考えられます。

【資料 2】 越前市の外国人市民の推移 単位:人



* 各年のデータは、4 月 1 日時点

資料:市民課 人口世帯数

【資料 3】 本市の製造業について

事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

資料：「工業統計調査、H23 値は経済センサス（H24.2.1）の値、H27 値は経済センサス（H28.6.1）の値」

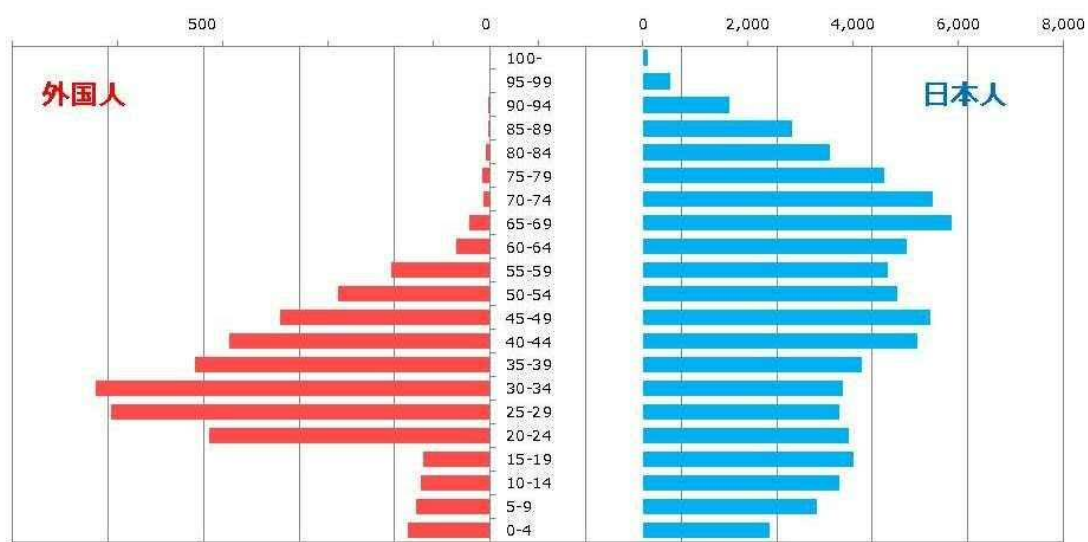
年次	事業所数		従業者数		製造品出荷額等		
	※従業員 4人以上	対前年比 (%)	(人)	対前年比 (%)	(億円)	対前年比 (%)	県内占有率 (%)
20年	418	3.0	14,931	▲4.3	4,745	▲7.5	22.6
21年	369	▲11.7	14,545	▲2.6	3,571	▲24.8	21.3
22年	354	▲4.1	14,409	▲0.9	4,254	19.1	23.5
23年	373	5.4	14,310	▲0.7	4,147	▲2.5	21.7
24年	335	▲10.2	13,829	▲3.4	4,709	13.5	24.3
25年	321	▲4.2	14,211	2.8	4,301	▲8.7	23.5
26年	315	▲1.9	14,726	3.6	4,736	10.1	25.0
27年	347	10.2	15,524	5.4	5,627	18.8	27.6
28年	299	▲13.8	15,946	2.7	5,356	▲4.8	26.2

3 北陸3県主要都市の人口1人あたり製造品出荷額等（平成28年）



資料：「福井県、石川県、富山県の工業統計調査、住民基本台帳人口」

【資料 4】 本市に居住する日本人と外国人の年齢別人口構成 単位：人、歳



出典：H30.10.1現在の住民基本台帳（市民課）を政策推進課にて加工
注）グラフは比較のため、軸目盛を変更（リスケール）している。各グラフは、男女合計。

(2) 国籍別内訳

本市の外国人市民数を国籍別に見ると、平成 30 年 10 月 1 日現在において、ブラジル人が 3,045 人と全外国人市民数の 71%を占めています。次いで、ベトナム人が 449 人 (10%)、中国人が 259 人 (6%) となっており、フィリピン、韓国、カンボジア、タイ、モンゴル、アメリカ、ペルーなど本市に居住する外国人市民は 38 の国と地域に上ります (資料 5)。なお、ブラジル人の多くは製造業に従事する派遣社員とその家族であり、ベトナム人や中国人については、企業での技能実習制度に基づく技能実習生であると考えられます。

【資料 5】 本市に居住する外国人市民国籍上位 10 位 単位:人

	国籍	人数(人)
1	ブラジル	3,045
2	ベトナム	449
3	中国	259
4	フィリピン	213
5	韓国	91
6	カンボジア	60
7	タイ	23
8	モンゴル	19
9	アメリカ	13
10	ペルー	12

* 平成 30 年 10 月 1 日現在

資料:市民課 人口世帯数

(3) 地区別内訳

本市に居住する外国人市民が各地区の総人口に占める割合をみると、西地区が15.6%で最も高く、次いで大虫地区が12.3%、南地区が8.8%、神山地区が5.4%と続きます。その他の地区については、0%～4%以下であり、西地区では約6人に1人が外国人市民という状況にあります（資料6、7）。これは、外国人市民が企業の周辺に居住しているためであると考えられ、多くの外国人を雇用している企業が立地する、大虫地区や神山地区に加え、その周辺の西地区、南地区の外国人割合が高くなっています。

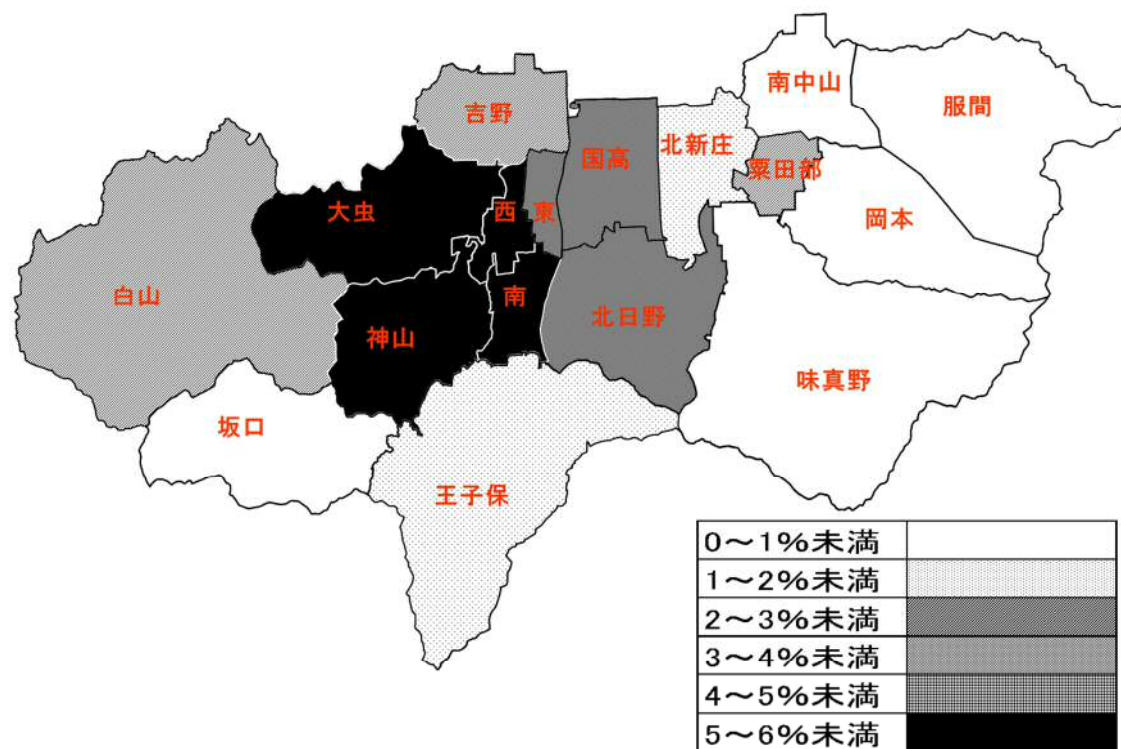
【資料6】 地区別外国人数 単位:人、%

地区名	外国人数	総人口	外国人割合
東地区	198	5,245	3.8%
西地区	1,231	7,899	15.6%
南地区	856	9,735	8.8%
神山地区	184	3,425	5.4%
吉野地区	229	7,976	2.9%
国高地区	336	11,297	3.0%
大虫地区	747	6,055	12.3%
坂口地区	0	419	0.0%
王子保地区	110	5,745	1.9%
北新庄地区	27	2,793	1.0%
北日野地区	136	4,457	3.1%
味真野地区	27	4,639	0.6%
白山地区	33	1,652	2.0%
栗田部地区	95	3,585	2.6%
岡本地区	17	3,180	0.5%
南中山地区	29	3,150	0.9%
服間地区	7	1,883	0.4%
合計(平均)	4,262	83,135	5%

* 平成30年10月1日現在

資料:市民課 人口世帯数

【資料 7】 各地区における日本人市民に対する外国人市民の割合 単位: %



資料: 市民課 人口世帯数

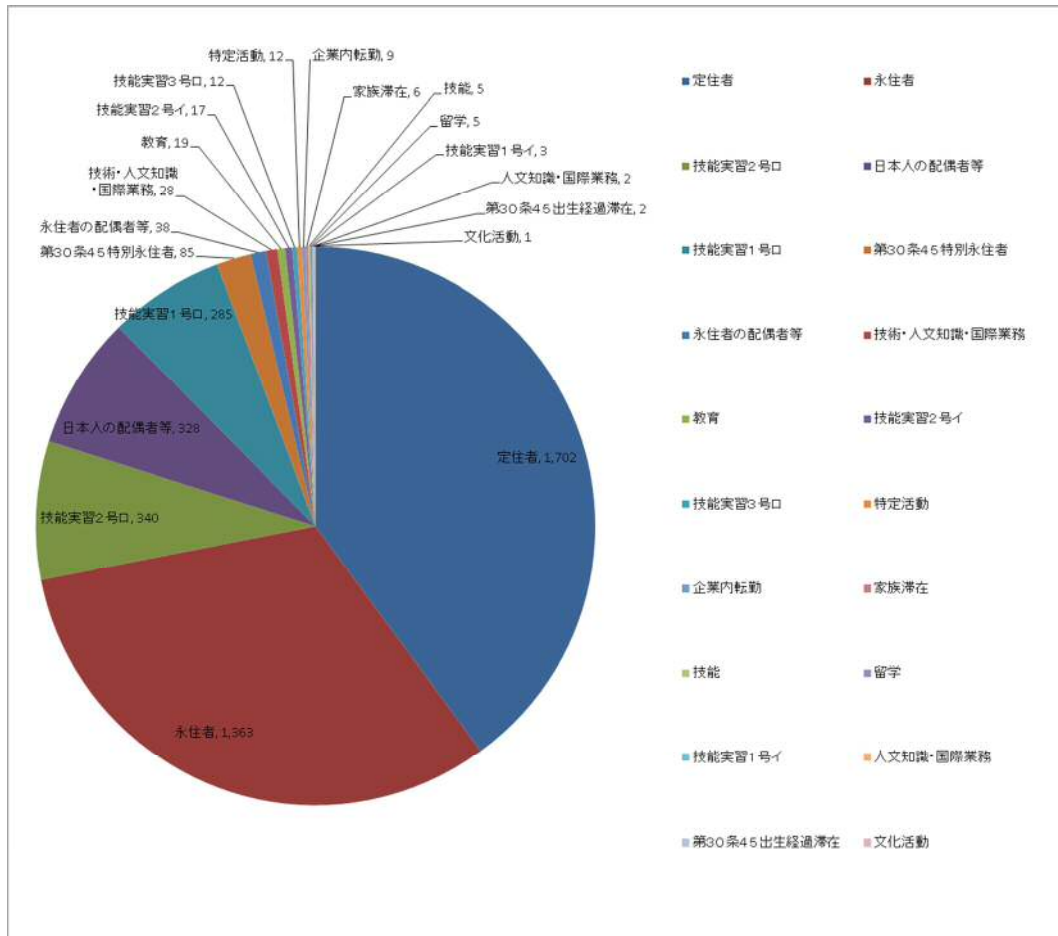
(4) 在留資格別外国人数

本市に居住する外国人市民を在留資格別にみると、活動内容に制限がなく、在留期限が制限されている「定住者」が 1,702 人と最も多く、次いで活動内容の制限も在留期限の制限もない「永住者」が 1,363 人、日本人の配偶者等が 328 人となっています。

定住者と永住者については、そのほとんどがブラジル人であり、最近では、永住資格を取得して本市で住宅を購入するブラジル人も増加しています。

なお、技能実習生の区分である「1号」は派遣1年目であり、2年目に試験を経て「2号」へと在留資格が変更となります。また、「ロ」は協同組合などの一次団体をから企業に派遣される団体管理型であり、「イ」は企業が直接雇用する企業単独型を意味します。

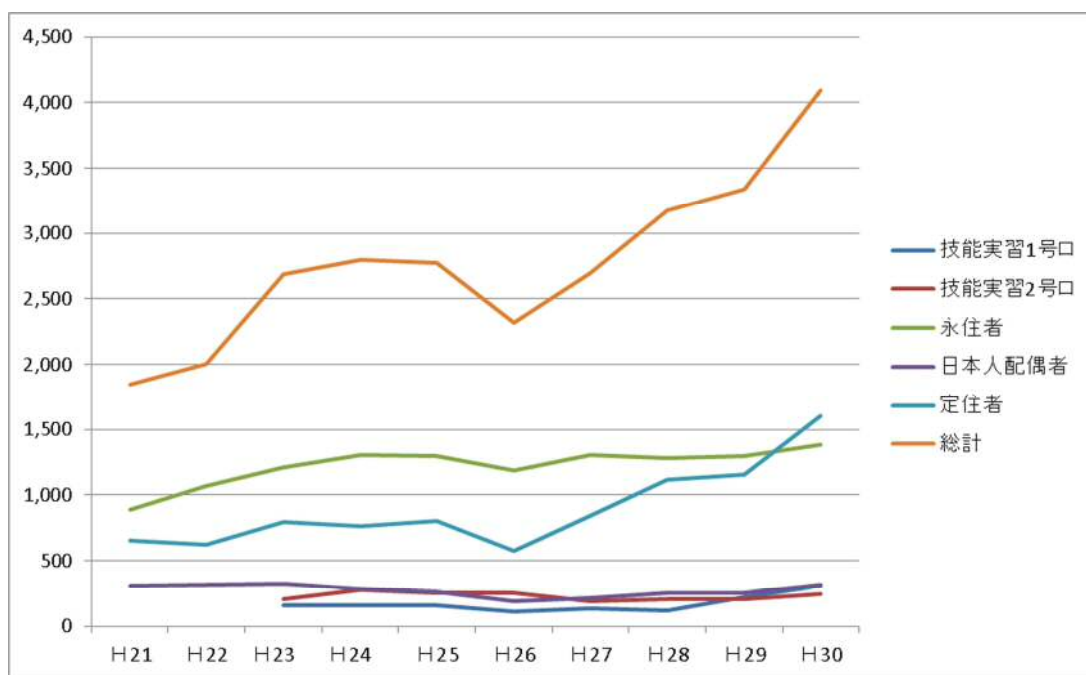
【資料 8】 在留資格別割合 単位:人



* 平成 30 年 10 月 1 日現在

資料:市民課 人口世帯数

【資料 9】 主な在留資格別外国人市民の推移 単位:人



* 各年 4 月 1 日現在

資料:市民課 人口世帯数

(5) 主な在留資格別外国人市民の推移

主な在留資格別に見た外国人市民について、過去 10 年間の推移を見ると、外国人市民の総数は、平成 24 年度まで上昇傾向が続き、その後いったん 26 年度にかけて減少するものの、再び 27 年度から増加に転じています。(資料 9)

この総人口の動きの背景として、永住者及び定住者の推移が同じような動きを示していることから、本市における外国人市民の推移には、永住者及び定住者が大きな影響を与えていることが伺えます。

また、平成 26 年度からみられる増加傾向については、市内製造業の生産規模の拡大にともなう雇用の増加によって、今後も継続することが考えられ、永住者及び定住者がさらに増加していくことが推測されます。

また、技能実習に係る外国人市民の数も、平成 27 年度以降緩やかに増加しており、永住者及び定住者と同様にこの傾向は今後も続くと考えられます。

(6) 外国人児童生徒の現状

外国人市民が増加するにしたがって、母国から家族を呼び寄せたり、本市で

結婚したりする人が増え、外国人児童生徒の数も年々増加傾向となっています。

平成 30 年 4 月 1 日現在で、本市の外国人児童は、小学生 144 人（資料 10）と中学生 64 人であり（資料 11）、小学生の 90%、中学生では 95%はブラジル人となっています。これらの外国人児童生徒は、ほとんどが前述した外国人市民が多く集住する地区を校区とする小学校、中学校に通っています。外国人市民の数が増加するのに伴い、ブラジル人の児童生徒はもちろん、今後、技能実習制度の改正に伴い、技能実習生が母国から家族を呼び寄せる可能性もあり、さらに学校現場の多国籍化が進むことが予想されています。

【資料 10】 外国人児童の国別内訳(小学校) 単位:人

国名	生徒数
ブラジル	131
ポルトガル	7
フィリピン	5
中国	1
その他	0
合計	144

* 平成 30 年 4 月 1 日現在

資料:教育委員会事務局

【資料 11】 外国人生徒の国別内訳(中学校) 単位:人

国名	生徒数(人)
ブラジル	61
ポルトガル	0
フィリピン	3
中国	0
その他	0
合計	64

* 平成 30 年 4 月 1 日現在

資料:教育委員会事務局

2. 越前市における課題

(1) コミュニケーション支援

①多言語化と「やさしい日本語」の活用

外国人市民には、日本語を理解できない人も多いため、日本語によるコミュニケーションが困難なことによる様々な問題が生じています。本市では、広報紙をポルトガル語や中国語、ベトナム語で発行しているほか、市ホームページで情報を多言語化したり市役所窓口に外国人市民相談員を設置して、住民異動手続きや庁内の手続き、申請の通訳・翻訳を実施したりしています。また、国際交流協会においても、医療マップや防災情報、ゴミの出し方ルール、日本語教室の案内など、生活に密着した情報の多言語化を行っています。

しかし、行政の情報がすべて多言語化されている訳ではないため、外国人市民が行政サービスを十分に利用できていないことが懸念されます。

また、このような多言語化による情報が、外国人市民に行き届いているのか、欲しい情報や、必要な情報が提供されているかなどの検討が必要です。

さらに、多言語化の推進は、行政サービスだけで十分とはいえません。外国人市民が日本人市民と同様、本市において快適な生活を享受するためには、買い物や交通、医療などあらゆる生活の場面において多言語化を推進する必要があります。

このようにコミュニケーション支援として、様々な主体が多言語表示を推進していくことのほか、日本語のままでも読むことができる外国人市民もいるため、ルビ（ふりがな）付けや「やさしい日本語※」の普及を図ることも必要です。

多言語化表示とやさしい日本語の普及は外国人市民のためだけではなく、これらの表示を目にすることで、日本人が外国人市民への関心を持ってもらうことに繋がるなど、多文化共生の啓発にも役立つものと考えられます。

※やさしい日本語とは、普段私たちが使用している日本語よりも簡単で、外国人市民にも理解しやすい表現に置き換えた日本語のことをいいます。

②日本語教育環境の整備

外国人市民への支援としての多言語化や「やさしい日本語」の利用だけでなく、外国人市民自身も日本語や日本の文化・社会について積極的に学ぶことが必要です。本市における多くの外国人市民は、日常的に日本語が話せなくても、職場では同じ国籍の同僚の支援により就業が可能であり、プライベートにおいても日本語を話すことができる人などの助けによって、生活が困難ではない状況です。しかし、子どもの養育における学校との連絡や母国語を話せない子どもとのコミュニケーション、災害などの緊急時などには、職場の同僚や友人の支援が必ずしも受けられるとは限らず、自らの力で解決をしていく必要があります。

このため、日本語や日本文化・社会に関する学習支援の重要度は高いと言えます。例えば、これまで国際交流協会が実施してきた「日本語教室」の充実、習熟度や外国人市民の不規則な勤務体系に合わせたカリキュラムの作成など、より一層の拡充が必要です。また、日本語や日本文化・社会を学べる機会を確保するためには、雇用する企業の役割も重要です。生産年齢人口の減少にともない、労働力確保は大きな課題であり、長く労働力を確保する観点からも、企業内での日本語教室の開催など末永く本市で生活を送ることができるよう支援をしていく必要があります。

（２）生活支援

①子どもの保育環境の整備

外国人市民数の増加に伴い、母国から家族を呼び寄せたり、日本での結婚・出産により子どもの数も増加しています。また、多くの外国人市民は夫婦共働きであり、不規則な交代勤務のため保育園や放課後児童クラブの利用が増加しています。しかし、保育園においては必ずしも希望通り自宅や職場付近で入園できるとは限りません。多くの外国人市民が自家用車を所有していない現状では、市全域においては入園が可能であっても、近隣の園への入園ができず、やむを得ず入園をあきらめるといった事態も生じています。

現在、本市では保育園に外国籍児童対応員として、嘱託職員や臨時職員等を

雇用し、園児と保護者との意思疎通のパイプ役や通知等の翻訳を行っています。しかし、放課後児童クラブにおいては、外国籍児童対応職員の配置が望まれているものの、翻訳や通訳などのスキルを持った人材の確保は困難な状況となっています。

また、このような状況下で、企業が従業員の子育て支援施策を積極的に実施することなどによる、根本的な課題解決が望まれています。

※平成 29 年度の外国人出生数 46 人

②子どもの教育環境の整備

前述のとおり、本市における外国人市民の増加に伴い、外国人児童生徒の数も増加しています。平成 30 年 4 月現在において、小学校の外国人児童数は 144 人、中学校の外国人生徒数は 64 人であり、初めて合計 200 人を超えることとなりました。日本語を話せない外国人児童生徒のために、日本語初期指導員やアクセスワーカーなどを配置していますが、増加し続ける外国人児童生徒に対し、十分な対応ができない状況です。日本語の習得レベルにも大きく差が生じており、全く日本語が話せない児童生徒には、児童生徒と教員のマンツーマン対応が必要であり、母国語の習得前に来日した児童生徒については、媒介言語を使うことができないため、更に学習の進捗に影響が出ている状況です。

日本語習得のレベルは学習に大きく影響しており、進学意欲がありながら断念したり、学校の授業についていくことが出来ずに不登校になってしまったりするケースが課題となっています。

また、外国人児童生徒の成長とともに親と子の日本語能力に差がつき、コミュニケーションギャップが生じるケースがあります。親子間における意思疎通に不十分であることから、親子関係が悪化する家庭も存在します。

今後、ますます外国人児童生徒の増加が予想されることから、学校現場における教育環境に更なる混乱が生じるおそれがあり、さらに日本人児童生徒にも影響を及ぼす問題でもあるため、学校現場での課題は本市における喫緊の課題となっています。

③医療・保健・福祉における支援

本市には通訳の配置など、多言語に対応できるとした医療機関が存在しますが、多くは日本語を話せない外国人市民に対応できていないのが現状です。このため、症状などを正確に伝えるためには、外国人を雇用する企業の通訳や知人などが同行する必要があります。また、母子保健事業※においては、通訳の設置などで対応をしていますが、子どもの健やかな成長に必要な離乳食や育児にかかる大切な事柄の普及啓発活動を充実させていくことも重要です。さらに、今後の外国人市民の高齢化も見据えて、福祉制度や健康面の指導などについても啓発していく必要があります。

また、最近ではDV（家庭内暴力）の相談や貧困を原因とする子どもへの虐待の相談が増加しています。しかし、その相談を受ける際にも通訳を介する必要がある、直接相談を受けることができないため、個人情報保護などの問題が生じることとなります。このことからプライバシーに関わるデリケートな相談にも安心して対応できる場の必要性が課題となっています。

※母子保健事業…市が妊娠期から子育て期にわたって行う保健事業（乳幼児健診等）のこと

④就業支援

本市における外国人の雇用は、ブラジル人を中心とした人材派遣会社の社員と外国人技能実習制度に基づく技能実習生が大半を占めています。また、本市企業においても労働力の確保は重要な課題となっており、外国人市民も貴重な労働力として位置付けられ、日本人と同様大切に雇用されています。しかし、二交替制などの雇用環境は結婚や出産、子育てなどの家庭生活においては、様々な影響を与えており、出産後、子どもの保育園が近隣で確保できない場合、自家用車を所有しない外国人市民は母親が再就職を断念するなどの事態が生じています。

また、職場になじめず離職する外国人市民も存在し、多くが日本語を理解できないことから再就職が困難となっています。このため、外国人市民も安心して

て仕事を続けていくことができる環境の整備の一つとして日本語の習得支援が必要となっています。なお、平成30年7月現在において、外国人市民の失業者は20人程度となっています。

⑤居住支援

本市で生活する外国人市民の大半を占めるブラジル人は、人材派遣会社に雇用されています。このため、基本的に住居については人材派遣会社によって確保されていますが、結婚や出産にともなって自ら広い住まいに引っ越すこともあるほか、長く本市に居住する外国人市民の中には自宅を購入する人も多く存在しています。技能実習生についても受け入れ先企業が準備した宿舎に居住することとなるため、雇用される外国人市民の居住先については十分に確保されている状況です。しかし、町内（地域）によっては、ゴミ出しのルールなど文化の違いから周辺住民等とトラブルが起きたり、現在でも外国人市民の居住を拒否するといった事例もあるようです。ゴミの問題に関して本市では、日本人市民と外国人市民がお互いに住みやすいまちとなるよう、ゴミの分別チラシをポルトガル語、中国語、ベトナム語で作成して周知を図っていますが、さらに、日本人市民と外国人市民が地域コミュニケーションを密接にとることで、様々な問題の解決を図っていくことが望まれています。

⑥災害時における情報発信の確立

本市では、災害への対応として「越前市の避難場所」と「洪水ハザードマップ」をポルトガル語、中国語で作成して外国人を雇用する企業等を通じて配布していますが、外国人市民が理解しているかどうかは不明です。

また、突発的に発生する災害などにおいて、その対応には迅速さが求められますが、緊急時における情報を多言語化して発信することは効率も悪く、日本語を理解しない外国人市民への情報伝達の方法が大きな課題となっています。このため、市や国際交流協会においても、緊急時に対応した外国語の定型文の作成や、効率よく迅速に情報を提供するための方法を検討する必要があります。そして何よりも外国人市民も、災害発生時に備えて日頃から自らの命を守るた

めの対策として、地域とのコミュニケーションや日本語力の向上に努めていく必要もあります。

（３）多文化共生の地域づくり

①多文化理解の啓発

本市では、西地区、大虫地区、南地区に多くの外国人市民が集住しています（資料 7）。集住している地区の小学校などにおいては、日本文化と外国文化の相互理解のための行事などが実施されていますが、その他の地区においては、多文化共生の必要性について十分に理解されていないのが現状です。

外国人市民が地域において自立して、社会参加をしていくためには、外国人市民への啓発も必要ですが、日本人市民自身が受け入れるためのアクションを積極的に起こしていく必要があると言えます。現在、国際交流協会が中心となって、ポルトガル語やブラジル文化を学ぶための「ポルトガル語同好会」が開催されており、日本人とブラジル人の交流の場となっています。また、本市最大のイベントである「たけふ菊人形」会場では、ブラジル人による本格的なサンバの披露やブラジル料理を味わうことができる「ブラジルフェスティバル」を開催しており、日本人にも好評を得ています。その他、いまだて芸術館においては、演劇の多言語化、図書館では外国語の本を所蔵するなど、外国人市民への文化施設利用を促しています。このような事例は多文化共生の啓発として、日本人市民、外国人市民共に有効であると考えられますが、イベントに関しては一過性であり、文化施設に関しては外国人市民の利用が少ないのが現状です。このため、交流の拠点となる文化施設の活用方法や、スポーツなど外国人市民と一緒に楽しく楽しめるイベントを市内各地で開催するなどの工夫が必要です。

多文化共生社会の実現の第一歩は、日本人市民と外国人市民の双方が意義を理解し、互いの文化を尊重し、受け入れていく気持ちが重要です。このため、多文化共生の意義を様々なチャンネルで発信していくことが必要です。

②町内会、自治振興会等の地域コミュニティへの参加啓発

これまでは、外国人市民を支援の対象として捉えていましたが、多文化共生

社会においては、日本人市民と外国人市民が垣根なく様々な活動に従事し、共に町内会、自治振興会等の地域コミュニティを運営していくことが望ましい姿です。しかし、地域での祭りや、運動会、社会奉仕作業の活動などの地域コミュニティへの参加は少ないのが現状です。従来からゴミに関するトラブルがあった地域でも、外国人市民が草むしりに参加したことがきっかけで地域との交流が生まれた事例や、子どもの行事をきっかけとして日本人家族と家族ぐるみの付き合いが始まったといった事例もあり、何らかのきっかけが交流につながるの間違いありません。このことから、既に日本人市民との交流を持っている外国人市民がリーダー的存在となって、日本人市民と外国人市民の架け橋的存在になることが望まれます。また、日本人市民が積極的に外国人市民に地域コミュニティへの参加を誘引する努力も忘れてはなりません。

③多文化共生の推進体制の整備

本市ではこれまでも各部署において必要な対策を講じてきましたが、これまで以上に、外国人市民が日本人市民同様、快適な生活を享受し、越前市を第二の故郷として離れがたい気持ち、いわゆる「郷土愛」を感じてもらうために、多文化共生の担当課を中心として関係各課の有機的な連携が課題となっています。また、国際交流協会が中心となって様々な取り組みを実施していくことができるよう、組織体制の見直しや強化が望まれています。外国人市民を雇用する企業においても、これまで述べてきた外国人従業員子弟における、保育や教育における課題に対する役割などを明確にし、市・国際交流協会など関係者間における連携・協働による効率的な多文化共生社会の実現を目指すための体制作りが大きな課題となっています。

（４）地域活性化やグローバル化への貢献

①外国人の能力を活かした人材活用

本市の多くの外国人市民は、派遣会社の社員又は外国人技能実習生として市内企業に就職しています。少数ですが、日本語が堪能で優れた技術や能力のある外国人市民が正社員として雇用されている事例もあります。国内の事例をみ

ると、第４次産業革命の推進や、イノベーションの創出、海外展開実現のため多様な知見を有する高度外国人材の積極的な受け入れにより実績を上げている企業が多く存在します。このことから、外国人を単なる労働者としてのみ捉えるのではなく、企業の発展のために活用していく試みが重要となっています。

このような企業は、海外進出などの明確な目的意識を持ったうえで、国内外の大学などを訪問してのネットワークの構築、外国人インターンの積極的な受け入れを通じ、留学生や海外大学生の採用を実施しています。また、採用後の定着に向けたキャリアパスの明確化や人事考課の見直し、ワークライフバランスの改善、社内研修の充実といった環境整備を進めることが必要です。本市には多くの企業が存在しており、今後の益々の発展に向け、全国の先進事例を積極的に取り込んでいくことが求められています。

■第4章 越前市多文化共生推進プランの施策

1. 重点施策

これまで述べてきましたように、本市の多文化共生社会実現に向けては、様々な分野において多くの課題が存在します。本プランを策定するにあたり、越前市多文化共生推進プラン策定委員や外国人市民、関係各機関から多くの意見をいただけてきましたが、本章においては、第3章で明らかとなった課題を解決するための施策を明確化するとともに、本市は、企業や関係機関と連携して、市民を的確にサポートするための施策を展開していきます。

越前市の多文化共生推進プランにおいては、「多文化共生社会の実現に向けた啓発」と「子育て教育環境の充実」の2つの取組みを重点施策として掲げ、日本人市民も外国人市民も同じ越前市民として、郷土に愛着を持ち、安心して生活できる越前市を創り上げていきます。

重点施策1：多文化共生社会の実現に向けた啓発

(1) 多文化理解の啓発

多文化共生社会の実現のためには、全ての市民が本市の状況を知ることにより、多文化共生社会の実現の必要性について理解することが重要です。例えば、家庭においても、夫婦が互いに相手を尊重し、歩み寄りながら理解していくからこそ幸せな家庭を築くことができます。多文化共生社会の実現も、日本人市民は外国人市民の文化や習慣などを理解し、同じ越前市民として日本人市民同様に受け入れていくことが必要です。また、外国人市民も日本人市民の生活習慣や考え方、生活のルールなどを理解、受け入れるとともに、地域において自立し不自由なく生活するために、日本語学習の努力をすることが必要です。このように、日本人市民と外国人市民の双方が努力を重ねることが、誰もが愛着を持ち、住み良い越前市を創るために必要なことなのです。

本市としては、このような観点のもと、越前市多文化共生推進プランを市民に対して広くPRするとともに、必要性の啓発に努めていきます。

また、日本人市民と外国人市民の交流を促進するため、既存のイベントに外国人市民が参加しやすい工夫や新たなイベント開催を企業や各種団体と共に進めていきます。



▲サマーフェスティバルでのふるさと踊り



▲武生西小学校でのトゥカーノ集会

施策名	概要	施策番号
多文化理解啓発事業 (広報事業)	外国人の有する多様な文化や考え方を広報紙などで紹介し、異なる文化や考え方を知ることの楽しさや必要性を啓発する。	45
(仮称) 市民センターに入居する各種団体との交流	各市民団体の交流と外国人市民との交流により、外国人の市民参画と日本人の多文化理解を図る。	48
スポーツ大会などのイベント開催による交流促進	企業や各種団体、市民団体等と連携し、多国籍によるフットサルなどのスポーツ大会を開催し、多文化共生の理解と交流を促進する。	49

(2) 多言語化と「やさしい日本語」の推進

外国人市民を対象としたアンケートやミーティングの結果からも明らかなように、外国人市民が日常生活において「日本語ができない」ことで多くの不自由を感じています。日本語を理解できない外国人市民の多くは、必要に応じて友人や会社等の助けを借りて生活している状況ですが、これからも本市で生活をしていく以上、決して好ましい姿ではありません。そのため、日本語学習の必要性を啓発するとともに、買い物、交通、医療、避難所など生活をするうえで重要な分野における多言語化を進めていきます。また、日本語でもルビ（ふ

りがな)などの活用により理解できる外国人市民も多くいるため、「やさしい日本語」の普及を進めていきます。多言語化や「やさしい日本語」の普及は、日本語を理解できない外国人のためだけではなく、これらの表示を目にすることによって、日本人市民にも本市が外国人集住都市であることを意識づける効果があります。



▲市広報紙等の多言語版

施 策 名	概 要	施策 番号
市広報紙外国語版発行	ポルトガル語、ベトナム語、中国語の広報紙を作成し、イベントや防災などの行政情報のほか、日本語講座開講情報などのような各外国人のニーズに合った情報を提供する	4
多言語・多文化啓発セミナー開催事業	市内企業・関係機関と協働し、多言語及びやさしい日本語など多文化共生を啓発するためのセミナーを開催する。	6
やさしい日本語の普及促進	外国人市民とのコミュニケーションを図れるよう、やさしい日本語の普及を促進する。	11
多言語翻訳機の導入	小中学校、保育園、認定こども園、幼稚園等に多言語翻訳機を導入する。また、医療機関や商業・観光施設等に対する補助制度を創設する。	12

（３）日本語教育環境の整備

日本で長く安心して生活していくために、日本語を習得することは必要不可欠です。むしろ、日本語の習得によりほぼすべての課題が解決するといっても過言ではありません。本市が行ったアンケートや外国人を対象とした地域ミーティングにおいても、一番困っていることとして、「日本語が話せないこと」が上げられるなど、外国人市民自らも必要性についての認識をしています。

越前市国際交流協会で開催されている日本語教室では、グループでの教室や、個別対応の教室が開催されています。グループ日本語教室では、レベル別のグループに分けた上で、１８歳未満の青年から大人まで幅広い外国人市民が受講しています。

また、個別対応日本語教室では、受講者の受講希望時間帯や休日に合わせた対応や、日本語習得レベルに対応できるような取組みを行っています。一方で今後ますます外国人市民の増加が予想されることを受け、日本語学習のニーズが高まってくると考えられることから、日本語教室については、開催頻度や内容及び日本語指導にあたる講師を増員するなどの対応が必要となってきます。このため、市は外国人を雇用する企業と連携し、必要な支援を受けつつ、国際交流協会の組織体制の強化と日本語教室の拡充を図るとともに、市内で活動する語学教室や通訳者との連携についても検討を進めていきます。



▲国際交流協会での日本語教室



▲国際交流協会主催の夏休み宿題サポート

施 策 名	概 要	施策 番号
国際交流推進事業 (日本語教室事業)	外国人市民の地域参画に向けた日本語教室の実施及び日本語サポーターの養成を行う。また、休日、夜間等の開催の充実を図る。	14

重点施策２：子育て教育環境の充実

(１) 保育環境の整備

本市の外国人市民の多くは、二交代勤務による夫婦共稼ぎが中心です。しかし、出産からの職場復帰の際に、必ずしも自宅近くの保育園等に入園できるとは限らず、自動車を保有しない外国人市民は、退職を余儀なくされています。これは働き手が不足している現状において労働力確保の観点から企業としても重要な課題となっています。また、保育現場においても、増加し続ける外国人児童のための人材確保などが限界を迎えている状況です。このため、外国人市民を雇用する企業が、従業員のための保育施設を社内に設置することを支援していきます。その方法として、保育所開設のための国庫補助金のPRに努めるとともに、企業内保育所開設の課題である保育士の確保を支援するため、仁愛大学と連携して「保育士・幼稚園教諭のポルトガル講座」を開設します。講座では、保育士・幼稚園教諭を目指す学生だけではなく、現役の保育士等も対象とすることで、多文化共生社会に対応した保育士等の養成につなげていきます。

施 策 名	概 要	施策 番号
子どもの居場所づくり	外国人児童生徒を対象とした家庭、学校に続く第三の居場所をつくる。	19
保育士・幼稚園教諭向けポルトガル語講座事業	将来、保育士・幼稚園教諭を目指す学生や市内保育園・認定こども園・幼稚園勤務の保育士・幼稚園教諭を対象としたポルトガル語講座を実施する。	21

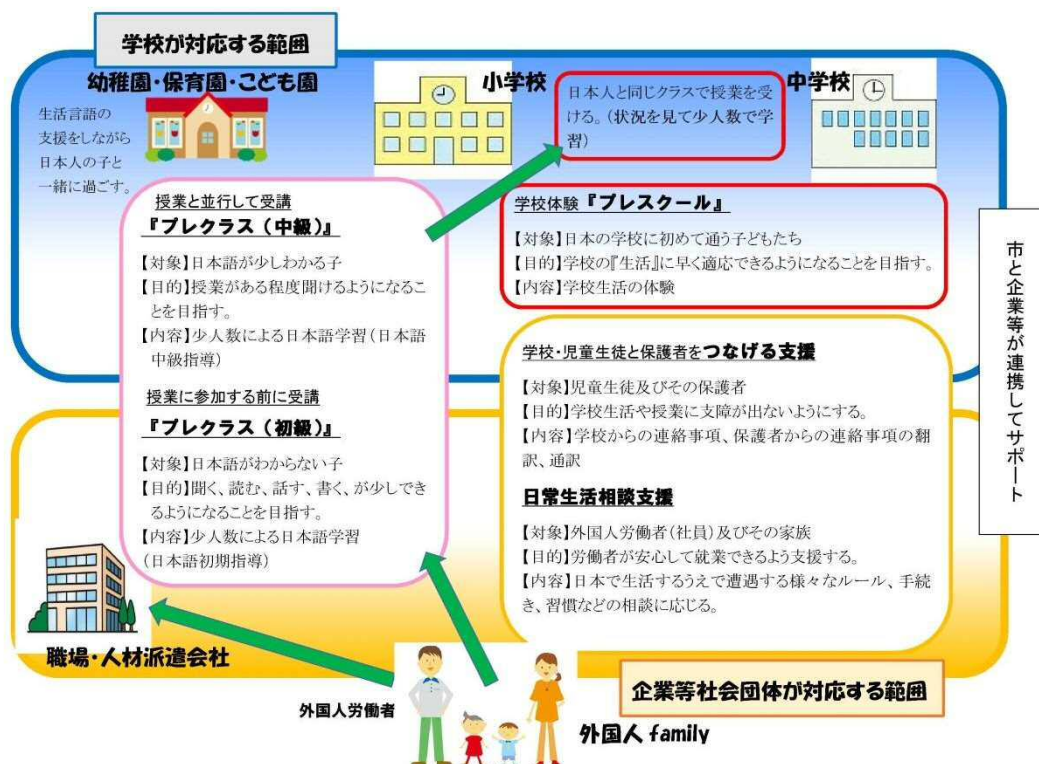
（２）教育環境の整備

本市では増加する外国人児童生徒に対応するため、日本語初期指導員、翻訳や保護者への対応を行うアクセスワーカーなどの派遣により対応をしてきましたが、日本語が話せない子どもが増加するなど、対応が困難な状況になっています。このため、日本語を全く話せない外国人児童生徒のために、入学した学校で戸惑うことなく学校生活に早期に対応できることを目指し、学校体験の「プレスクール」や日本語の初期指導を行う「プレクラス」の拡充を図っていきます。実施に当たっては、プレクラスの場所や、専門指導員の配置などの課題がありますが、市では定住・永住する外国人を多く雇用する企業との連携・支援により、適切に対応していきます。

また、外国人児童生徒の中には学習の理解に多くの困難を要することから学校生活に馴染めない子どもも増加しています。このような子ども達のために、子ども達の身近な地域で学習支援や遊びを実施する、家庭や学校に続く「第三の居場所」づくりを行っていきます。これにより、日本人生徒同様に外国人生徒も明るい夢を語り、目標に向かって進んでいくことができるよう取組みを進めていきます。

施 策 名	概 要	施策 番号
プレクラス機能充実事業	日本語が理解できない子ども達を対象としたプレクラス（日本語初期教育の場）を企業等と連携して開設する。	24
子どもの居場所づくり 【再掲】	外国人児童生徒を対象とした家庭、学校に続く第三の居場所をつくる。	19

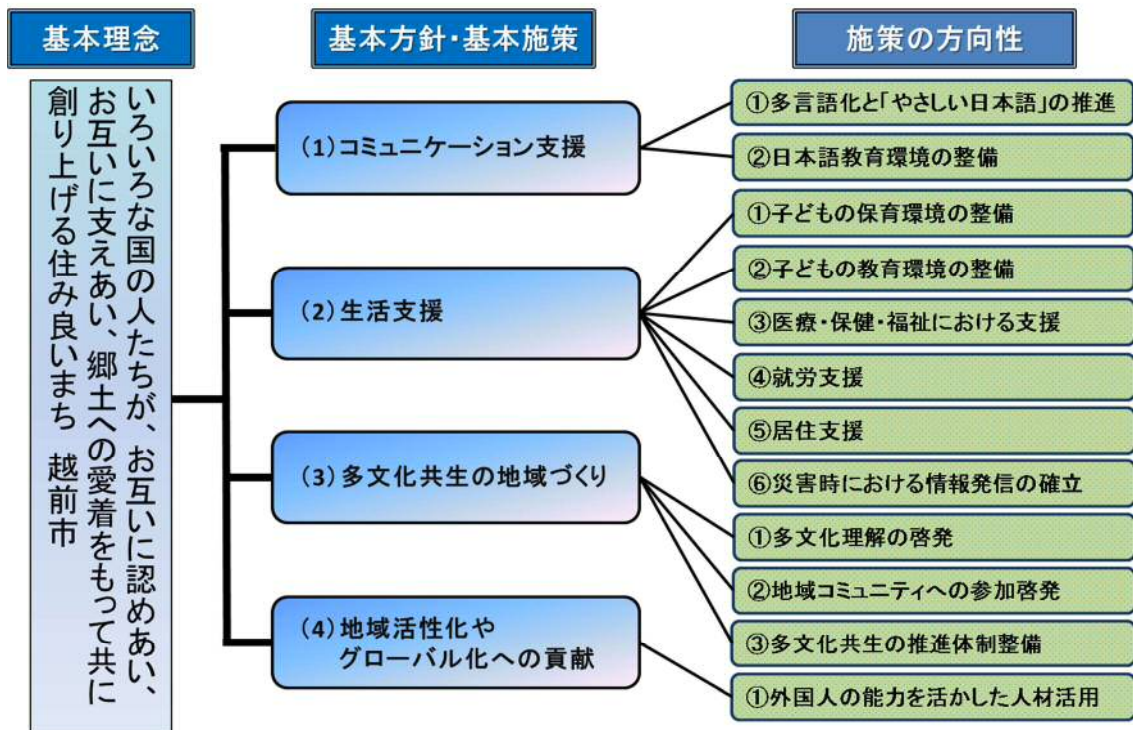
【プレクラス実施のイメージ】



2. 施策の体系

このプランは、日本人市民、外国人市民が共に越前市に愛着をもって生活していけるように、基本理念を設定し、本市の目指すべきまちづくりの方向性を基本方針とします。そして、国の定めた「地域における多文化共生推進プラン」による基本施策に基づき、本市の現状と課題を踏まえ、課題を解決するための施策を展開していきます。

■越前市多文化共生推進プランの体系



3. 必要不可欠な企業との連携について

全国的に労働者不足が問題となるなかで、安定した雇用を確保することは企業にとってたいへん重要な課題です。国において、新たな在留資格の創出が検討されるなど、法令の改正に伴い、永住や家族の帯同が認められていない技能実習生においても、近い将来、本市で定住や子育てを行う可能性も考えられます。今後、我が国だけではなく、周辺諸国間において、本市が「選ばれるまち」となるためには、外国人市民の待遇の改善だけではなく、地域コミュニティへの参加と日本語力を高めるための支援が重要となってきます。多文化共生社会の実現は単に日本人と外国人が共生するためだけに必要なのではなく、それが本市企業の発展と地域活性化に繋がるものと認識する必要があります。このため本市では、外国人市民を雇用する企業と連携し、必要な施策について検討・研究を進めると共に、必要な支援を求めています。

4. 越前市多文化共生推進のための施策

(1) コミュニケーション支援

外国人市民の中には、日本語が理解できない人も多いため、本市において快適な生活を享受するためには、行政サービスだけではなく、買物や交通、医療など様々な分野において日本語と外国語の併記による多言語化や「やさしい日本語」の普及を進めていきます。

また、アンケートの結果、多くの外国人市民が日本語習得の必要性を感じていることから、現在の日本語教育システムを拡充し、外国人市民のライフスタイルに沿った学習環境の創出を目指していきます。

① 多言語化と「やさしい日本語」の推進

番号	施策名	概要	摘要	実施関係主体
1	職員人材育成事業 (外国人一括相談窓口の開設)	外国人の各種手続きや相談業務に対応できる一括相談窓口を創設し、ワンストップサービスに取り組む。	新規	行政
2	職員人材育成事業 (職員採用時における加点)	市職員採用試験において、ポルトガル語の習熟度に併せ加点する方式を導入する。	新規	行政
3	外国人市民支援事業	翻訳又はやさしい日本語により広報を行う町内を増やし、お祭りなどのイベントや、社会奉仕作業等への外国人の参加を促す。	拡充	行政 国際交流協会 地域 企業
4	【重点施策】 市広報紙外国語版発行による外国人市民への情報提供	ポルトガル語、ベトナム語、中国語の広報紙を作成し、イベントや防災などの行政情報のほか、日本語講座開講情報など各外国人のニーズに合った情報を提供する	拡充	行政 国際交流協会 企業
5	外国人市民相談事業	ポルトガル語、中国語に加え、多言語に対応できる窓口支援・相談体制を整備する。	新規	行政 国際交流協会 企業

6	【重点施策】 多言語・多文化啓発 セミナー開催事業	市内企業・関係機関と協働し、 多言語及びやさしい日本語など 多文化共生を啓発するためのセ ミナーを開催する。	新規	行政 国際交流協会 企業
7	各種案内・通知等の 多言語化	優先度が高い行政情報について 多言語に翻訳を行う。	拡充	行政 国際交流協会
8	サインのユニバーサル化 推進	市役所や市内に設置された、公 共の案内看板等の多言語表記を 行う。	拡充	行政
9	外出機会の創出拡大によ る郷土への愛着高揚	3カ国語版を発行している、市 内の主要な観光スポットを記載 した「おでかけマップ」の充実 を図る。	拡充	行政 国際交流協会 企業
10	日本人市民と外国人市民 が意思疎通をスムーズに 図ることができるための 通訳人材の育成に係る 国・県への支援要望の実 施	日常生活をサポートするため、 日本語と外国語との橋渡しがで きる通訳の人材育成について、 国・県に対して要望書を提出す る。	継続	行政
11	【重点施策】 やさしい日本語の普及促 進	通訳を介さずに外国人市民との コミュニケーションを図ること ができるよう、やさしい日本語 を用いた対応等の研修を行う。 また、地域等においても、住民 同士のコミュニケーションを活 性化させるため、やさしい日本 語の普及を促進する。	新規	行政 国際交流協会 企業 大学
12	【重点施策】 多言語翻訳機の導入	小中学校、保育園、認定こども 園、幼稚園等に多言語翻訳機を 導入する。また、医療機関や商 業・観光施設等に対する補助制 度を創設する。	新規	行政、企業

② 日本語教育環境の整備

番号	施策名	概要	摘要	実施関係主体
13	外国人児童生徒支援事業	外国人児童生徒支援のため、次の各種支援員等を配置するほか、県に外国人児童生徒担当教諭の増員を要請する。 ・日本語初期指導員（学校巡回） ・アクセスワーカー（複数校兼務） ・日本語基礎指導員（学校配置） ・外国人児童生徒対応支援員（学校巡回）	拡充	行政
14	【重点施策】 国際交流推進事業 （日本語教室事業）	外国人市民の地域参画に向けた日本語教室の実施及び日本語サポーターの育成を行う。また、休日、夜間等の開催の充実を図る。	拡充	行政 国際交流協会 企業 地域
15	国際交流協会の外国人支援事業に係るコミュニティ助成事業の活用	国際交流協会が行う多文化共生・交流事業の支援を図る。	拡充	行政 国際交流協会
16	夏休み宿題サポート事業	国際交流協会と連携し、夏休み期間中の児童・生徒の宿題のサポートを行い、学習支援と保護者等の負担軽減を図る。	継続	行政 国際交流協会 企業
17	外国人青少年のための日本語支援事業	グループ日本語教室で、高校生の年齢に相当する青少年たちを受け入れ、日本語習得の促進を図る。	継続	行政 国際交流協会 企業

（２）生活支援

日本人市民と同様に、外国人市民の多くが本市で家庭を持ち、また、子育てを行っています。本市の強みである充実した子育て教育環境を外国人市民にとっても同様に感じていただくため、保育と教育の分野を重点施策と位置付け取り組んでいきます。医療や保健、福祉などの分野においては、言葉の壁に対応す

る取組みなど、今後予想される外国人の高齢化対策における介護制度、健康づくりのための情報提供などを実施するほか、相談窓口の構築にも努めていきます。

また、近年全国的な課題となっている防災時の情報提供方法として、アンケートに基づき、SNSなどの活用を図るほか、防災訓練への参加を促していくなどの対応を実施していきます。その他、本市での定住、永住を希望する外国人市民は多く、本市企業の安定雇用のためにも就労や住居に関する支援についても実施していきます。

① 子どもの保育環境の整備

番号	施策名	概要	摘要	実施関係主体
18	市児童発達支援センターによる発達支援と相談支援	・越前市及び福井県の発達支援、受診についてわかりやすいパンフレット等の作成。 ・発達支援（療育）や相談、保育園等を訪問する際の通訳者の育成。 ・外国籍の子どもとその親の相談や療育への受け入れ。	継続	行政
19	【重点施策】 子どもの居場所づくり （外国籍の子ども対象の日本語習得支援・家庭学習支援）	家庭や学校に続く第三の居場所としての、子ども達の身近な地域で学習支援や、遊びを実施している「子どもの居場所」づくりを進める。	拡充	行政 市民団体 国際交流協会 企業
20	外国籍の気がかりな子どもへの対応	外国籍の気がかりな子どもが増加している状況に対して、きめ細かな対応を行う。	継続	行政
21	【重点施策】 保育士・幼稚園教諭向けポルトガル語講座事業	将来、保育士を目指す学生や市内保育園・こども園・幼稚園勤務の保育士・幼稚園教諭を対象としたポルトガル語講座を実施する。	継続	行政 大学 企業
22	保育園及び放課後児童クラブへの通訳及び外国籍児童対応職員の配置	保育園及び放課後児童クラブにポルトガル語通訳を配置する。	拡充	行政

② 子どもの教育環境の整備

番号	施策名	概要	摘要	実施関係主体
13	外国人児童生徒支援事業 【再掲】	外国人児童生徒支援のため、次の各種支援員等を配置するほか、県に外国人児童生徒担当教諭の増員を要請する。 ①日本語初期指導員 （学校巡回） ②アクセスワーカー （複数校兼務） ③日本語基礎指導員 （学校配置） ④外国人児童生徒対応支援員（学校巡回）	拡充	行政
23	高校等への外国人生徒支援員の配置（県への要望）	ブラジル籍の生徒の多い高校等への支援員等の配置や中学生の途中で日本に移住してきた子どもに対する受験科目等の配慮について県及び県教育委員会へ重要要望として提言していく。	新規	行政
24	【重点施策】 プレクラス機能充実事業 （児童生徒の初期日本語教育支援）	日本語が理解できない生徒を対象としたプレクラス（日本語初期教育の場）を企業等と連携して開設する。	新規	行政 企業
25	就学に関する外国人市民への支援	学校入学時の就学案内（外国人保護者のための説明会開催含む）や、就学援助制度の情報提供（申請書翻訳を含む）を行う。	継続	行政
26	就学相談や進路相談における外国にルーツを持つ子どもへの対応	就学相談や進路相談で保護者面談を行う際に、必要に応じて通訳を派遣する。	継続	行政
27	学校における人権意識の啓発	学校での授業等の中で、人権意識の啓発に関する取組みを行う。	継続	行政

16	夏休み宿題サポート事業 【再掲】	国際交流協会と連携し、夏休み期間中の児童・生徒の宿題のサポートを行い、学習支援と保護者等の負担軽減を図る。	継続	行政 国際交流協会 企業
----	---------------------	---	----	--------------------

③ 医療・保健・福祉における支援

番号	施策名	概要	摘要	実施関係主体
28	母子保健・予防接種・健康診査・健康 21 推進事業	保健指導等で使用するパンフレット等について、翻訳が必要なものを見極め、優先順位をつけて作成し、外国人への保健指導等をスムーズに行う。	拡充	行政
29	ゴミの分別出前講座事業	外国人向けごみ分別について、町内会単位でも実施する。	継続	行政 地域
30	日常生活相談業務事業	日本で生活するために必要な様々なルール、手続き、習慣などの相談に応じると共に、各種サービスに対応する社会団体の育成を行う。	新規	行政 国際交流協会 地域 企業 市民団体
31	幼児健診時の通訳配置	集団で実施している 1 歳 6 か月児健診及び 3 歳児健診には通訳が配置されている健診日を設けているが、2 歳 6 か月児歯科健診には通訳が配置されておらず、外国人の参加数が少ない。2 歳 6 か月児歯科健診においても通訳の配置する健診日を設け、外国人が参加しやすくし、参加率増加を図る。	拡充	行政
32	外国人保護者に対する健康支援	幼児健診に参加する保護者に対し、健康に対するアンケート調査を実施し課題を探り、適切な健康事業へとつなげる。	新規	行政
33	各種手当申請時の説明資料の多言語化	児童手当、保育園入園手続き書類等について、外国人にも分かるよう多言語化を行う。	拡充	行政 国際交流協会

④ 就業支援

番号	施策名	概要	摘要	実施関係主体
34	産業人材育成支援事業	産業人材育成事業補助金において、外国人技能実習生技能検定受験に対して、企業へ補助金を交付する。	継続	行政 企業
35	労働者融資事業	越前市内に住所を有し、労働組合が組織されていない事業所に勤務する勤労者及び労働組合に加入できない勤労者に信用保証料の1/2を補給する。 要件を満たしていれば、外国人労働者も対象となる。	継続	行政 企業
36	雇用促進対策事業	ハローワーク等の関係機関と連携する中で、外国人労働者の現状や情報共有を行い、他施策に反映させる。	継続	行政 企業
37	アタック100事業 (企業訪問)	アタック100事業（企業訪問）の際に、各事業所における外国人労働者雇用の現状など情報共有を行い、他施策に反映させる。	継続	行政 企業

⑤ 居住支援

番号	施策名	概要	摘要	実施関係主体
38	住宅支援事業	外国人の住宅の取得等に対しても、費用の一部を補助する。	継続	行政
39	市営住宅への入居支援	ポルトガル語版のチラシにて、入居の支援を行う。	継続	行政
40	公共交通対策事業	外国人住民異動窓口での転入者向け配布物に、市民バス時刻表の外国語版を同封し周知する。	継続	行政

⑥ 災害時における情報発信の確立

番号	施策名	概要	摘要	実施関係主体
41	情報発信事業（災害発生時における外国語での情報発信）	ブラジル国籍の市民に対し、市公式 Facebook で情報発信を行う。	拡充	行政
42	国際交流推進事業（防災対策事業）	他市の国際交流協会と連携し、外国人の防災対策について、広域での取組みや相互支援体制の在り方を検討する。	継続	行政 国際交流協会
43	防災訓練への参加促進	外国人市民が災害時に的確な行動が取れるよう、防災意識の向上を図る。	拡充	行政 地域
44	避難場所リストの外国語版の配布	新たに本市に転入してきた外国人の方に、町内ごとに記載した避難所のリストを配布する。	継続	行政

（３）多文化共生の地域づくり

外国人市民が地域において自立し社会参加していくことは、多文化共生社会を実現していく上で重要な課題となっています。このため、本市としても越前市多文化共生推進プランの趣旨や取組みのPRを重点施策と位置付け、日本人市民、外国人市民双方に啓発活動を行うと共に、関係各機関との連携や庁内での推進体制を構築していきます。また、地域コミュニティへの参加を求めていくことや日本人市民と外国人市民の相互理解を進めるため、外国人市民との交流イベントの開催や既存イベントへ参加しやすくする工夫などを行います。

① 多文化理解の啓発

番号	施策名	概要	摘要	実施関係主体
45	【重点施策】 多文化理解啓発事業（広報事業）	外国人の有する多様な文化や考え方を広報紙などで紹介し、異なる文化や考え方を知ることの楽しさや必要性を啓発する。	拡充	行政 国際交流協会 企業 市民団体 地域

46	人権擁護推進事業	外国人の母国語による人権相談（職場・日常生活上・SNSでのトラブル等）の窓口を周知し、外国人の人権擁護を推進する。	継続	行政
47	地域における人権啓発	各地域において、地域住民の一員として居住する外国人市民の人権啓発の取組みを日本人市民を対象に行う。	新規	行政
48	【重点施策】 （仮称）市民センターに入居する各種市民団体との交流	各市民団体の交流により、外国人の市民参画と日本人の多文化理解を図る。	新規	行政 国際交流協会 地域 市民団体
49	【重点施策】 スポーツ大会などのイベント開催による交流促進	企業や各種団体、市民団体等と連携し、多国籍によるフットサルなどのスポーツ大会を開催し、多文化共生の理解と交流を促進する。	拡充	行政 企業 国際交流協会 市民団体 大学
50	外国人読書推進事業	・外国人の要望をくみ取りながら、今後も外国人向けの図書を購入。 ・外国語による絵本の読み聞かせや朗読会などを企画・開催。	拡充	行政
51	地区公民館で異文化理解講座の開設	地区公民館で日本人市民が異文化を理解できる講座を開設する。	拡充	行政 地域
27	学校における人権意識の啓発 【再掲】	学校での授業等の中で、人権意識の啓発に関する取組みを行う。	継続	行政
52	各町内会・市内事業所等における人権啓発	外国人市民との共生に向けた人権意識の啓発に関する取組みを行う。	継続	行政 企業 地域
53	認定こども園・保育園での多文化理解のための行事開催	認定こども園・保育園において、多文化を理解するための行事を開催するように園に働きかける。	新規	行政 企業

54	国際交流協会設立30周年記念事業	協会設立30周年（H33年度）に記念事業を開催し、市民の多文化共生に対する理解を深める。	新規	行政 国際交流協会 企業
55	「食」をテーマにした交流イベントの開催	多様な食文化の紹介を通じて日本人市民、外国人市民のそれぞれの交流を深める。	拡充	行政 国際交流協会 市民団体 企業

② 地域コミュニティへの参加啓発

番号	施策名	概要	摘要	実施関係主体
56	学生との連携による交流事業の開催	学生が企画するスポーツ大会や食文化交流など外国人市民と日本人市民との交流事業を支援する。	拡充	行政 大学 企業 地域
57	外国人市民対象地域ミーティングの開催	外国人の集住地区で地域ミーティングを計画的に開催する。	継続	行政 企業 地域
58	外国人の町内会への加入促進	各地区在住の外国人市民の地域自治振興事業や町内会行事への参画を促し、町内会への加入を促進する。	拡充	行政 地域 企業
59	国際交流推進事業 （多文化理解事業）	国際交流協会との協働により、外国人市民の地域への参画を促す。 例として、越前市サマーフェスティバルのふるさと踊りへの参加や、食文化交流会を行う。	継続	国際交流協会 行政 企業 地域 市民団体
60	町内会や自治振興会等への外国人参画を通じたキーパーソンの発掘及び育成	地域における外国人市民のキーパーソンを発掘又は育成し、町内会や自治振興会の活動に参画してもらう取組みを行う。	新規	行政 国際交流協会 地域 企業 市民団体

61	地域自治振興事業の特別事業における外国人加算枠の設置	各地区の地域自治振興計画に位置付けるとともに、特別事業に外国人の参画加算枠を設け、集住地区（西、南、大虫地区）を中心に地域における共生を図るとともに、交流を促進する。	新規	行政 地域
----	----------------------------	---	----	----------

③ 多文化共生の推進体制整備

番号	施策名	概要	摘要	実施関係主体
62	国際交流協会の外国人支援事業に係るコミュニティ助成事業の活用	国際交流協会等が行う多文化共生・交流事業の支援を図る。	新規	行政 国際交流協会
57	外国人市民対象地域ミーティングの開催【再掲】	外国人の集住地区で地域ミーティングを計画的に開催する。	継続	行政 企業 地域
58	外国人の町内会への加入促進【再掲】	町内会への加入を促進し、地域自治振興事業や町内会行事への参画を推進する。	拡充	行政 地域 企業
63	外国人支援各団体との連携強化	国際交流協会や日中友好協会等の外国人支援団体間の連携強化を図る。	拡充	行政 国際交流協会 市民団体

（４）地域活性化とグローバル化への貢献

外国人市民の中には、日本で長く生活し、日本語が堪能な方が多数存在し、アンケートの結果、通訳や日本語講師になりたいという希望も聞かれます。

また、母国において様々なキャリアを積んだ方が存在していることから、その外国人市民が持つキャリアや能力を企業等が積極的に活用することにより、海外進出や新たな事業展開に繋げている事例が全国に多数あります。本市においても多くの外国人市民が生活しているというメリットを最大限に活かしていくための施策や啓発活動に努めていきます。

① 外国人の能力を活かした人材活用

番号	施策名	概要	摘要	実施関係主体
64	外国人市民による情報発信事業	在住外国人向けの観光体験企画などにより、SNS等での情報発信を促進する。	拡充	行政 地域 企業
65	JICAボランティア派遣者との多文化共生に係る交流	派遣期間を終えて帰国した協力隊と連携し、外国人の人材活用などの情報交換を行う。	新規	行政 地域 JICA
66	外国人の能力を活用した人材活用の取組み	(県・市)国際交流協会や青年会議所等と連携して、在住外国人の持つ知識や特技等の情報収集を行い、外国人の能力を生かした人材活用を図る。	新規	行政 国際交流協会 企業 地域 大学

5. 各主体の役割と連携

(1) 市の役割

市は、市民が互いの文化や多文化共生への理解を深め、日本人市民も外国人市民も共に対等な構成員として地域づくりに参画するための環境づくり、やさしい日本語や多言語による情報の提供と、日本語習得の支援に取り組んでいきます。

また、円滑な行政サービスの提供などを通じた多文化共生を推進するための体制づくりに取り組むことが求められます。

また、部署間の連携や施策の庁内横断体制を整備するとともに、国際交流協会や地元企業、NPO及びボランティア団体等の多様な主体との連携・協働を積極的に図っていくことが求められます。

(2) 市内企業の役割

日本人の生産年齢人口が減少している中で、外国人市民は、企業にとって大変重要な労働の担い手となっており、外国人市民の増加は、昨今の企業の旺盛な求人によるところが大きく、企業の生産活動等に貢献しています。企業には、

外国人市民がより働きやすく、より企業に貢献できるような環境づくりのために、外国人従業員の就労や外国人市民の日本語学習支援、子育てに対する配慮や外国人市民を交えた地域におけるイベントへの協力などが期待されます。

（３）国際交流協会の役割

市内で急増している外国人市民は言語の課題を抱えています。言語は人と人をつなぐコミュニケーションの中で最も重要な役割を担っています。このような言語コミュニケーションの重要性に鑑み、国際交流協会では日本語教室や翻訳・通訳の提供をはじめ、交流イベントの開催など日本人市民と外国人市民の相互理解を深め、外国人市民が地域に溶け込めるような事業・サービスの提供を行っています。このような事業やサービスを外国人市民の多様化するニーズを反映させ、より利用しやすく、利便性の高いものにしていくとともに、必要に応じて適宜事業内容の見直しも求められます。

国際交流協会は、今後、日本人市民と外国人市民をつなぐ橋渡しの役割をさらに推進し、外国人市民のニーズを反映した事業展開を行っていくことが必要です。そのためにも、より充実したサービスが持続的に提供できるよう、企業をはじめとした団体会員の加入促進を図るとともに、企業からの支援を受けやすい組織体制の見直しや強化が求められます。

（４）町内会・ボランティア・民間団体との連携

多文化共生の推進のためには、地域において市民に最も身近な存在である町内会、多文化共生についてのノウハウを持っている民間団体など、様々な主体が、行政や各種関係機関とともに積極的に連携・協働・意見交換を図っていくことが必要です。

また、外国人市民が本市で生活するにあたっては、居住・生活の基盤となる地域に根を下ろし、安心して生活できる環境づくりが求められます。地域社会の最も基礎的な構成団体である町内会では、外国人市民への町内会という組織の周知や理解を図ることを通じて外国人市民が不安を感じることなく生活でき、気兼ねなく町内会の様々な行事に参加できるような町内会づくりが求められま

す。

（５）日本人市民の役割

日本人市民は、外国人市民の居住にあたって外国人市民を短期的な滞在者（お客さん）としてとらえるのではなく、共に地域で生活する住民としての共生意識を持つことが必要となってきます。また、町内会で開催される奉仕活動、地区体育祭や夏祭りなど、地域住民が共に参加し顔を合わせる機会を、外国人市民の地域参画の最初の入り口としての参加を促していくことが求められます。

文化や生活習慣が異なる外国人市民が地域に溶け込むきっかけづくりは多文化共生の地域づくりの一つの重要な足がかりとなります。

（６）外国人市民の役割

外国人市民が地域で居住し、生活をしていく中では地域住民の一員であることを自覚し、地域のルールを守ることが求められます。多文化共生社会の実現は、外国人市民、日本人市民の双方が協力し合って初めて実現するものです。地域に根差し、定住・永住するためには、外国人市民自らも積極的に地域コミュニティに参加する努力が必要であるとともに、日本語の学習が必要不可欠であることを理解する必要があります。

また、日本人市民と外国人市民が生活上のルール等を守りながら、個々の持つ国籍や民族、文化や生活習慣など、それぞれの違いを認め合い、尊重し合っていく必要があります。

これまで述べたように、多文化共生の推進の担い手は、実に多様であり、それぞれが持つ強みを活かし合うことが必要です。

多様な担い手が、互いの考えや知識を持ち寄り、また協力し合うことで、多文化共生への理解も深まり、さまざまな取組みにもつながっていきます。

6. 推進体制及び進行管理について

（１）推進体制

本プランでは、コミュニケーション支援をはじめ、教育・保育環境の充実、就労や医療、保健、福祉などの生活支援に関する施策を掲げています。これら多岐にわたる施策を着実に推進するうえでは、庁内各課による取組みに加え、部局横断的な施策の推進が必要なことから、関係各課による（仮称）多文化共生推進連絡会議を設置し、国の制度改正や施策の動向などの情報を共有し、施策の推進を図っていきます。

また、入管難民法などの外国人に係る制度改正などについては、県や他の自治体とも連携して、情報収集及び共有を積極的に行っていきます。

多文化共生社会の実現に向けた施策については、庁内関係各課の連携や外部の関係機関・団体との協働が不可欠ですが、特に国際交流協会については、本プランに掲げた各種施策を実施するうえで重要なパートナーとなります。国際交流協会の従来の取組みに加え、新たな取組みや既存事業の拡充を図ったうえで施策を推進していくためには、組織及び事務局体制を強化することにあわせ、企業や地域活動団体との協働により、施策の推進体制を構築していきます。

（２）進行管理

庁内においては、前述した関係各課による（仮称）多文化共生推進連絡会議を活用し、施策の推進に合わせて進行管理を行います。

また、外国人当事者や企業、地域、国際交流協会、行政の代表者による多文化共生に向けた意見・情報交換会などを定期的に開催し、各主体の取組状況などの進行管理を行います。

7. 越前市多文化共生推進のためのシンボルマーク

越前市多文化共生推進プランの表紙を飾るシンボルマークは、市内で活動するイラストレーターの方にデザインをお願いし、市内の全小学生による投票によって決定しました。デザインは全ての市民が郷土に愛着を感じ安心して生活

今後は、本市の多文化共生に係る資料やチラシ、ポスターなどあらゆる場面において、本市多文化共生推進の取組みの象徴として活用していきます。



■第5章 資料編

1. 資料

(1) プラン策定の経緯

①総合戦略推進室におけるヒアリング調査

外国人市民の現状や取組み内容を把握し、本市における多文化共生社会の実現に向けた課題の抽出を目的に、平成 29 年度に企業・事業所・公共機関等を訪問によるヒアリング調査を実施した。ヒアリング先：22 事業所

ヒアリング先	訪問数	内 容
企業	6	外国人従業員の現状、課題、取組内容
公的機関	3	外国人労働者の現状、課題、取組内容
教育機関	1	外国人生徒の課題と取組内容
金融機関	4	外国人顧客について
商業施設	5	外国人顧客について
医療機関	1	診療体制、課題など
民間団体	2	課題及び取組み内容について

②越前市多文化共生推進プラン策定委員会及び庁内ワーキンググループ(WG)

日	会議等名称	会場	議題
6 月 28 日	第1回庁内WG (全体会)	福祉健康センター 大会議室	・現状と課題の共有等
7 月 13 日	第1回多文化共生 推進プラン策定委員会	福祉健康センター 大会議室	・現状と課題の共有等 ・意見交換
8 月 3 日	第1回庁内WG (教育・保育部会)	福祉健康センター内 男女共同参画 センター会議室	・WG間の連携について ・多文化共生プランの素案提示 ・外国人市民対象 地域ミーティングについて

8 月 8 日	第1回庁内WG (福祉・住環境 ・防災等生活支援部 会)	福祉健康センター内 男女共同参画 センター会議室	・WG間の連携について ・多文化共生プランの素案提示 ・外国人市民対象 地域ミーティングについて
8 月 9 日	第1回庁内WG (産業・就労部会)	市民自治推進課 課内	・WG間の連携について ・多文化共生プラン(素案)提示 ・外国人市民対象 地域ミーティングについて
8 月 23 日	産業就労部会による 企業ヒアリング	各企業	・教育現場視察に係る打ち合わせ
8 月 24 日	産業就労部会による 企業ヒアリング	各企業	・教育現場視察に係る打ち合わせ
8 月 31 日	第2回多文化共生 推進プラン策定委員会	福祉健康センター 多目的ホール	・外国人市民向けアンケート結果 及び課題の整理 ・プランの基本理念及び施策の体系 ・今後の施策展開に係る意見交換
10 月 19 日	第2回庁内WG (全体会)	福祉健康センター 大会議室	・外国人市民対象地域ミーティングの 結果について ・プランにおける各課の施策
10 月 30 日	第3回多文化共生 推進プラン策定委員会	越前市役所 本庁 大会議室	・外国人市民対象地域ミーティングの 結果について ・プランにおける各課の施策 ・プラン(素案)について
11 月 28 日	第4回多文化共生 推進プラン策定委員会	福祉健康センター 多目的ホール	・多文化共生に係る最近の情勢につ いて ・プラン(素案)について ・パブリックコメントの実施について
1 月 22 日	第 3 回庁内WG (全体会)	福祉健康センター 大会議室	・パブリックコメントの内容について ・プラン(素案)について ・平成 31 年度以降の各課施策の推進 について
1 月 28 日	第 5 回多文化共生 推進プラン策定委員会	越前市役所 本庁 大会議室	・パブリックコメントの内容について ・シンボルマークの選定結果について ・プラン(素案)の審議、検討について

③多文化共生推進プラン策定に係る外国人市民アンケート

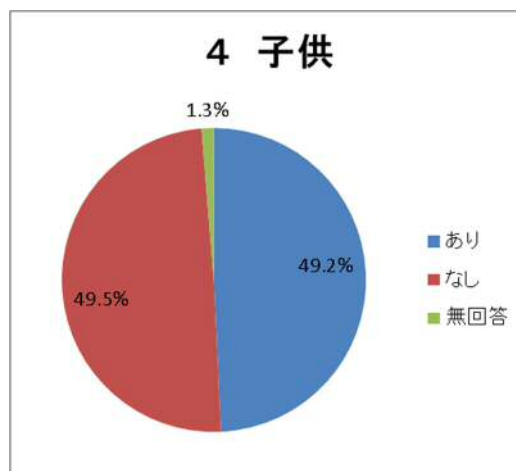
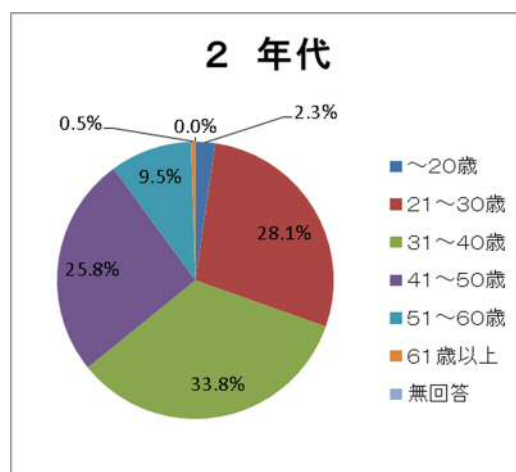
平成30年5月（配布）～6月（回収・集計）

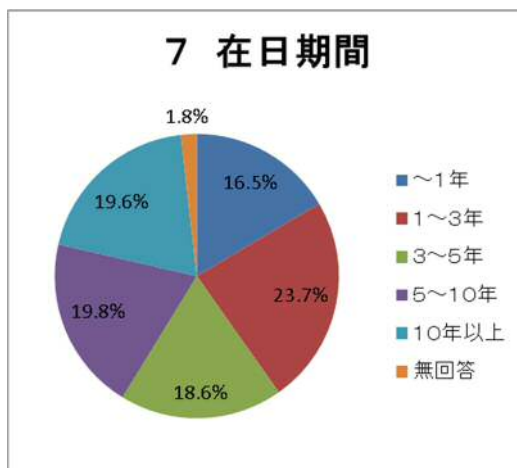
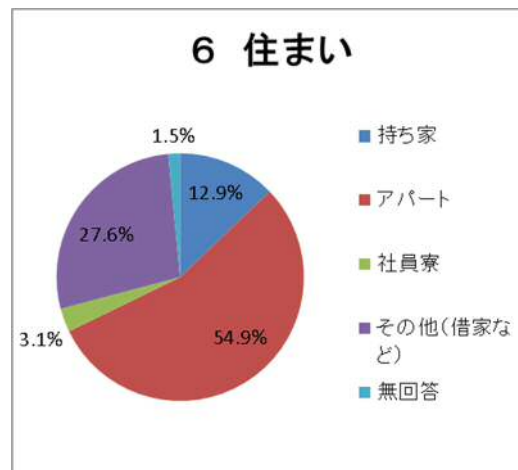
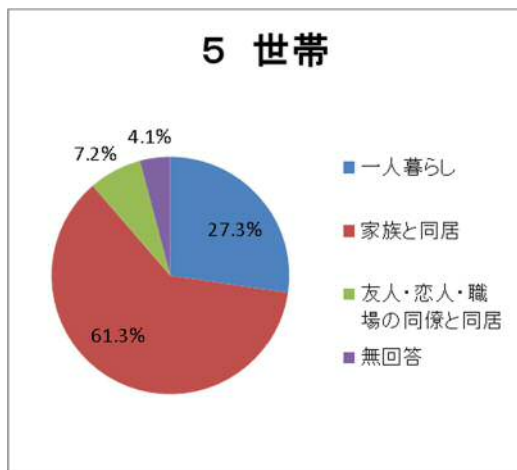
アンケート配布先、回収数等については、下表のとおり

配布先	国籍	回収数
(株)サンキョウテクノスタッフ	ブラジル	217
フジアルテ(株)	ブラジル	171
アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)	ベトナム、その他	119

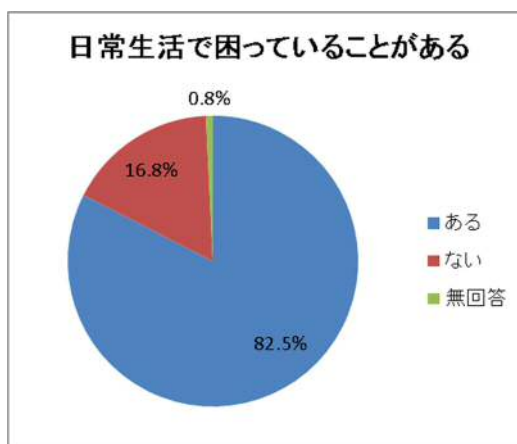
※ブラジル人については、派遣先である(株)福井村田製作所の協力をいただきました。

外国人市民アンケート結果【ブラジル人：回答者 388 人】



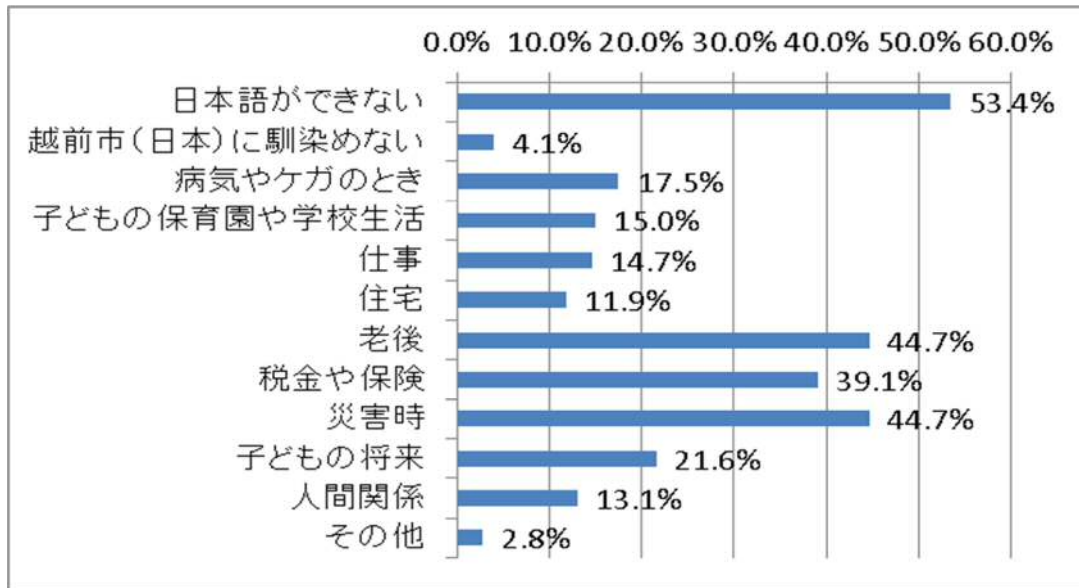


① 日常生活で困っていることや心配なことはありますか？ 【回答者:388 人】



「ある」と答えた 320 人の回答

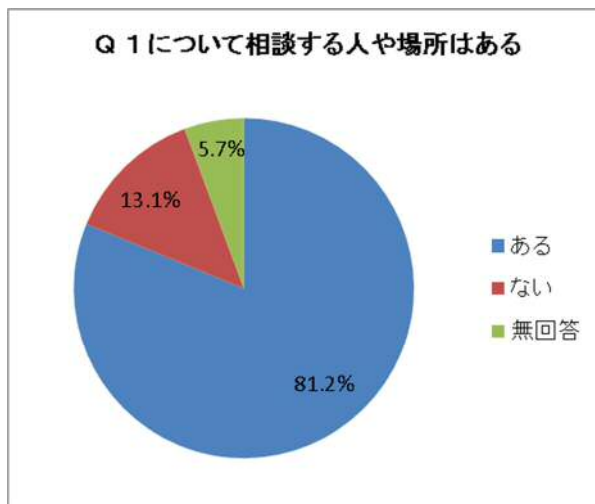


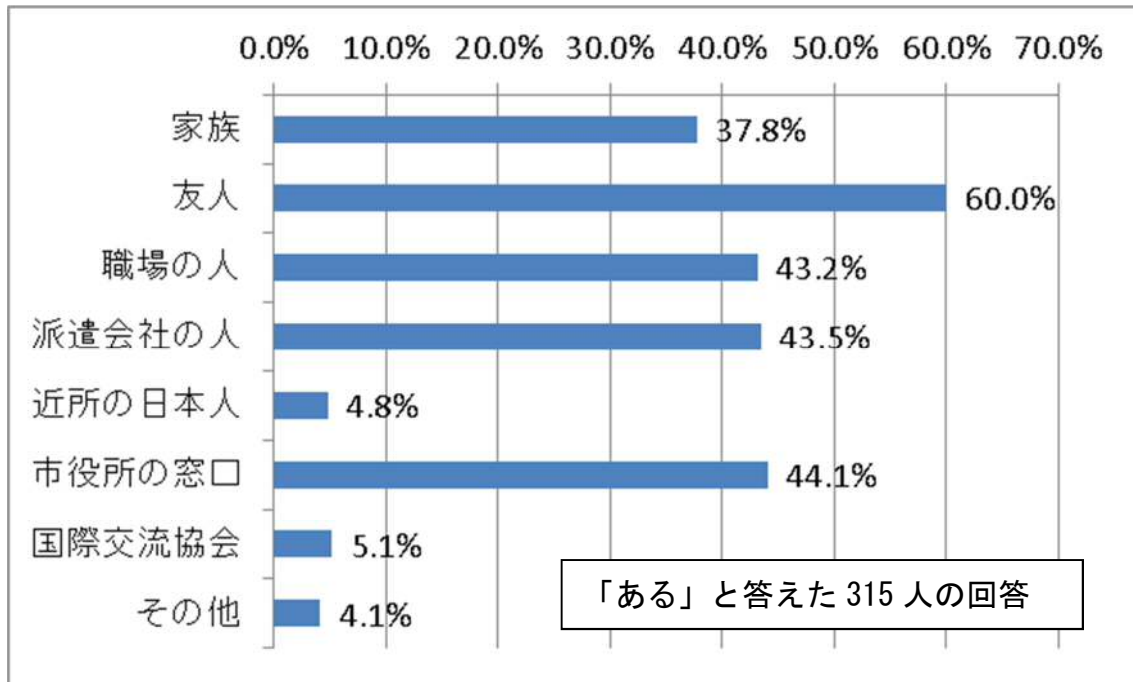


【自由記載意見：7件（以下抜粋）】

- ・ 病院に通訳がない。
- ・ 道路の街灯が少なく、夜歩くときに危ない。
- ・ 歩道の除雪が行き届いていない。

② ①について相談する人や場所がありますか？ 【回答者：388人】

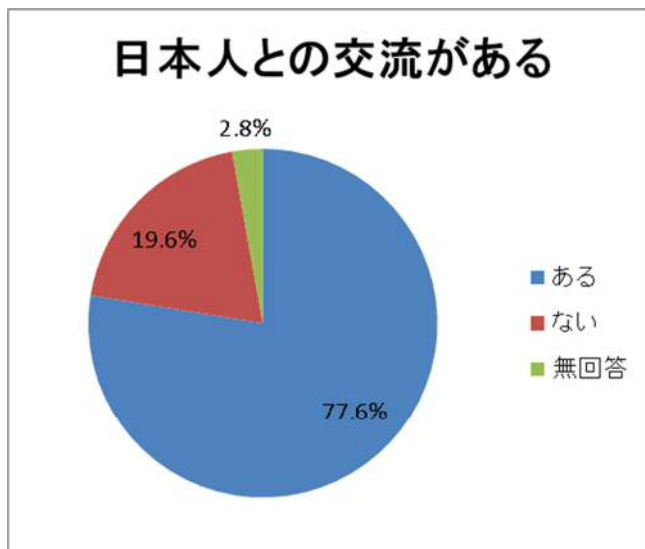


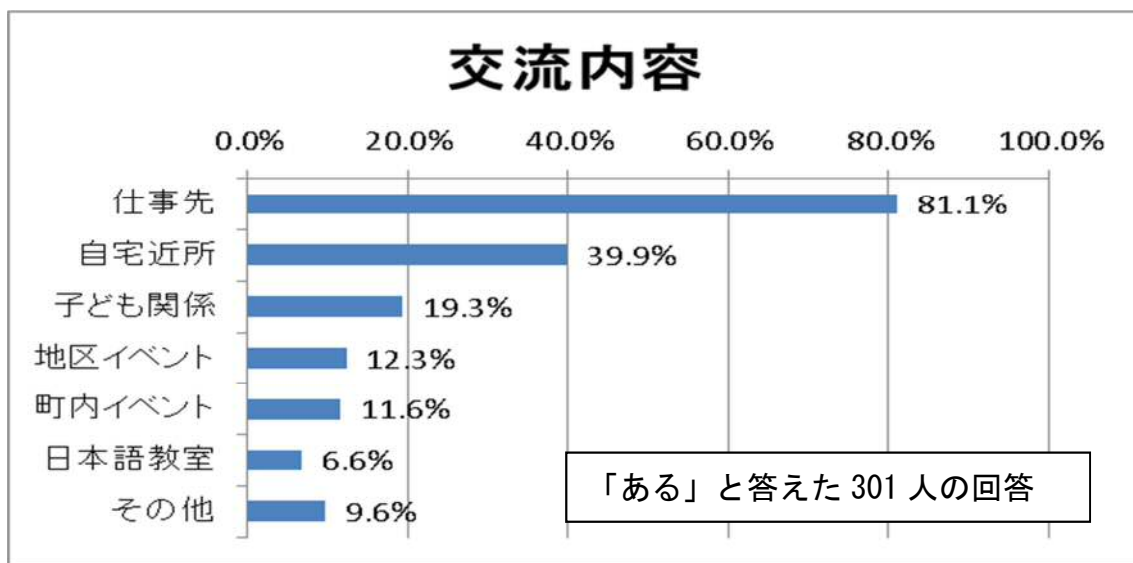


【自由記載：5件（以下抜粋）】

・学校 ・JA共済保険 ・インターネット掲示板

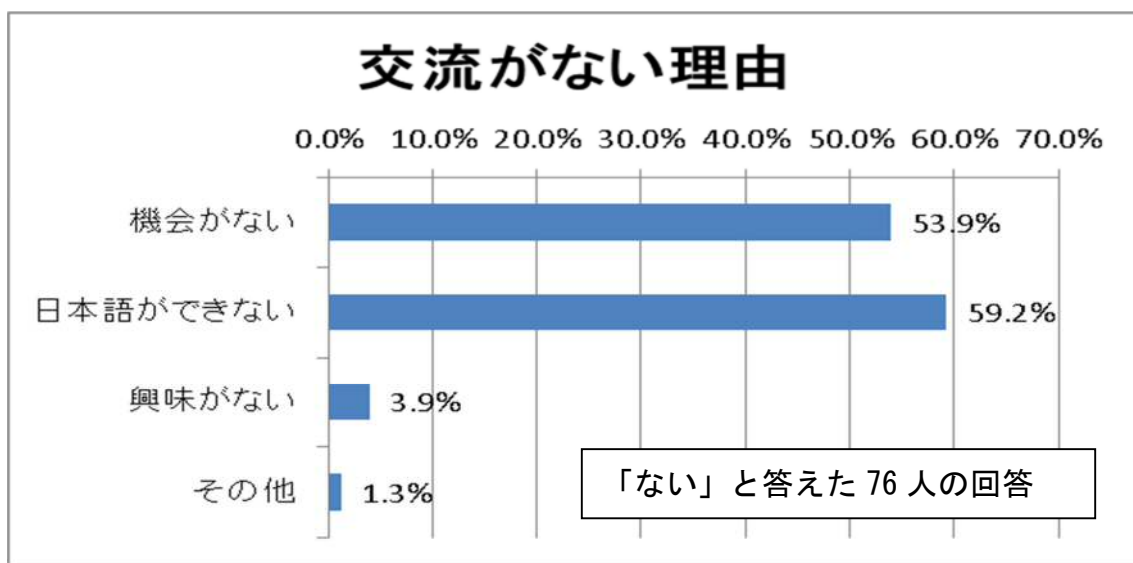
③ 日本人との交流はありますか？【回答者：388人】





【自由記載：18 件（以下抜粋）】

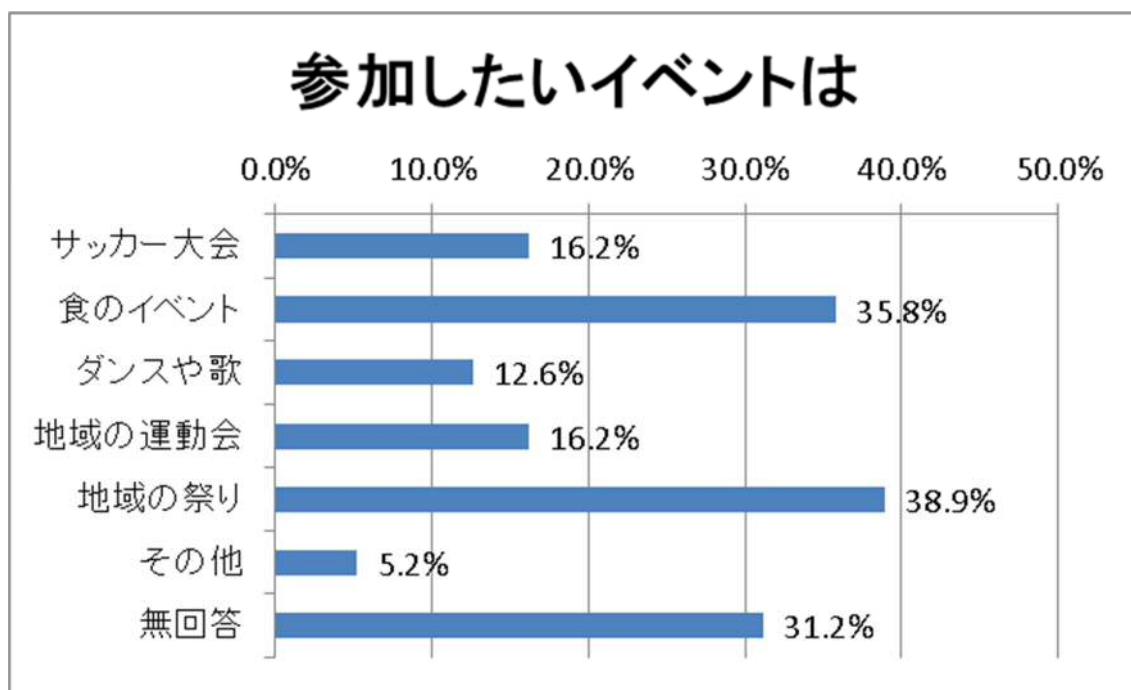
- ・ ジム、協会、レストラン、
- ・ 喫茶店、夫・妻の親戚
- ・ 保育園のイベント



【自由記載：2 件】

- ・ 言葉の壁 ・ 文化の違い

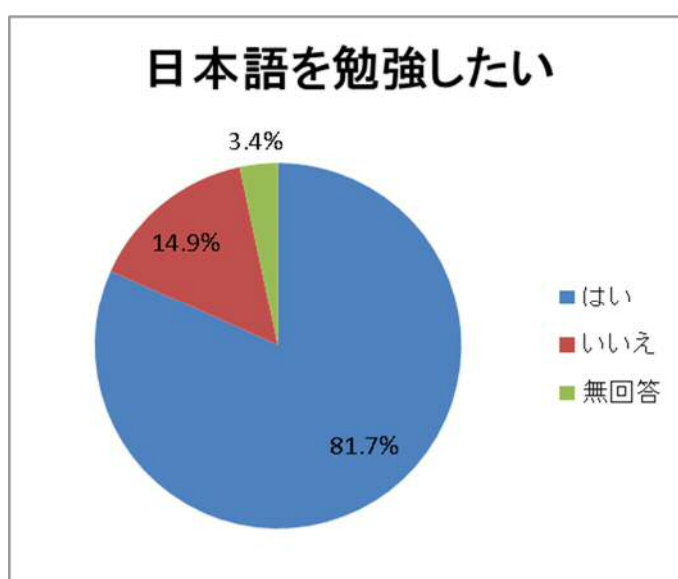
④ 参加したい交流イベントはありますか？【回答者：388 人】

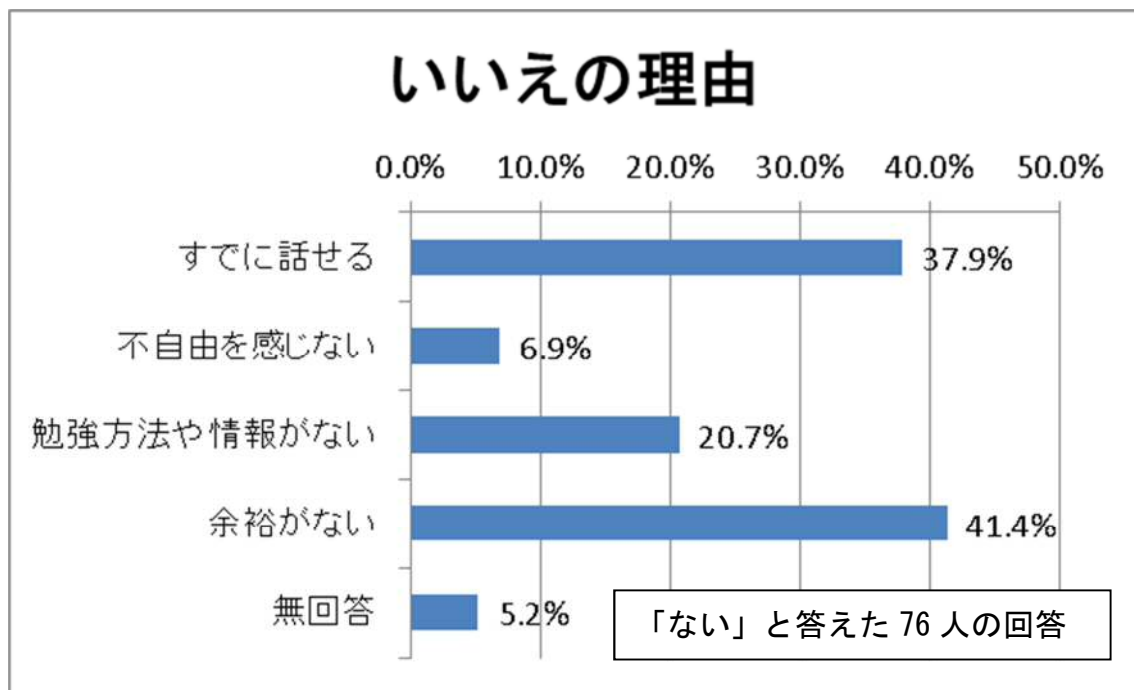


【自由記載：9 件（以下抜粋）】

- ・サイクリング、奉仕作業
- ・書道、文化体験、自動車関係
- ・PTAの行事や打ち合わせに通訳がいれば、もっと参加しやすいのに。

⑤ あなたは日本語を勉強したいですか？【回答者：388 人】

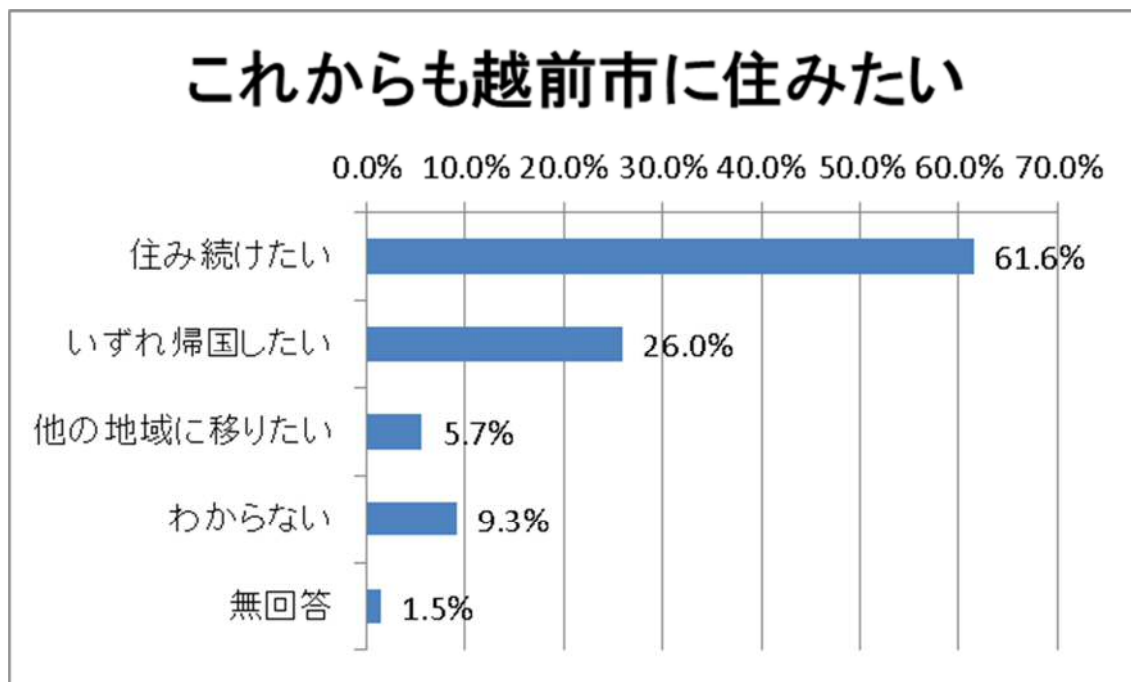




【自由記載：6件（以下抜粋）】

- ・二交代勤務だと時間が合わない。
- ・仕事で疲れきってしまう。
- ・日本で育ったため、日本語は堪能。だから、皆に教えたい、逆にポルトガル語を教わりたい。

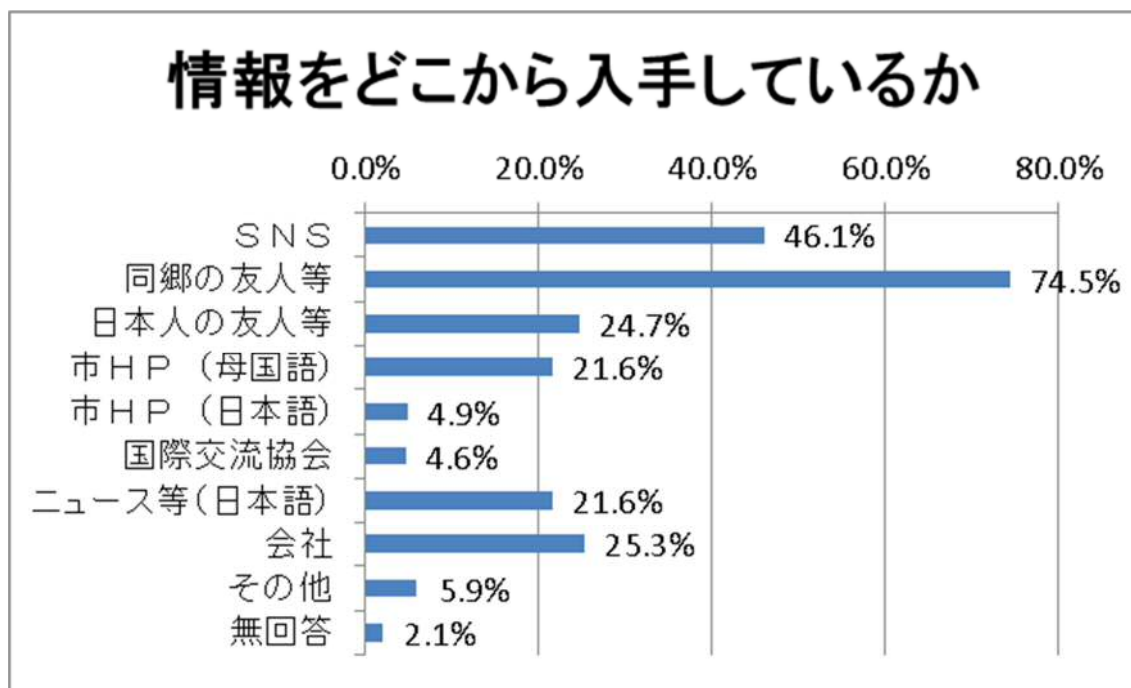
⑥ これからも越前市に住みたいですか？【回答者：388 人】



【自由記載：198 件（以下抜粋）】

- ・「住み続けたい」＝安全で平和、持ち家がある、子供が学校に通っている、女性でも良い給料
- ・「帰国したい」＝家族や財産がブラジルにある、稼いだら帰る、高齢になったら帰る
- ・「わからない」＝まだ間もない、定年になるまで仕事があるかわからない。

⑦ あなたは越前市（日本）での生活に必要な情報をどこから入手していますか？【回答者：388人】



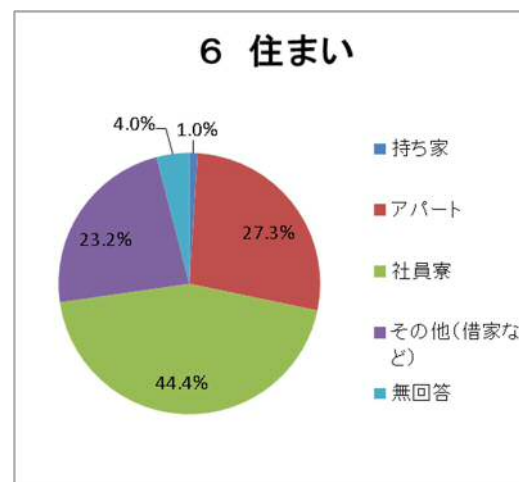
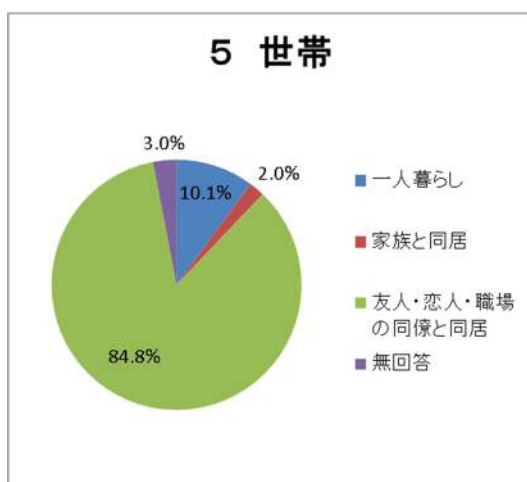
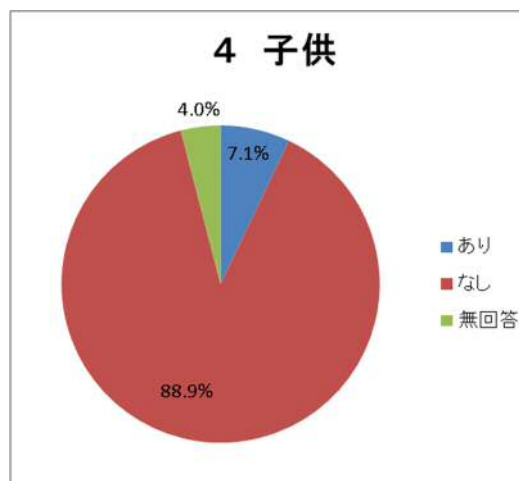
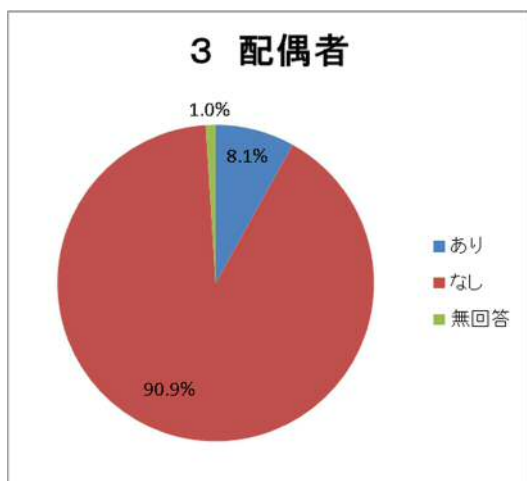
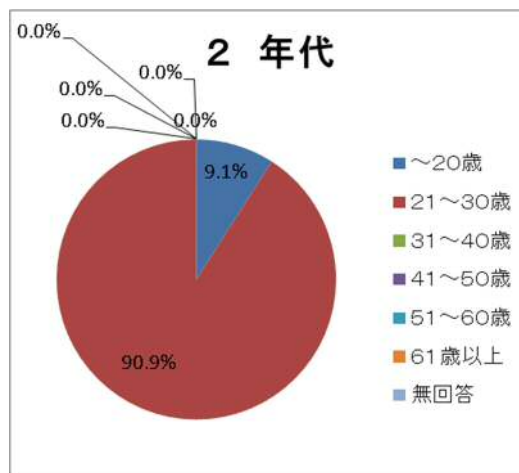
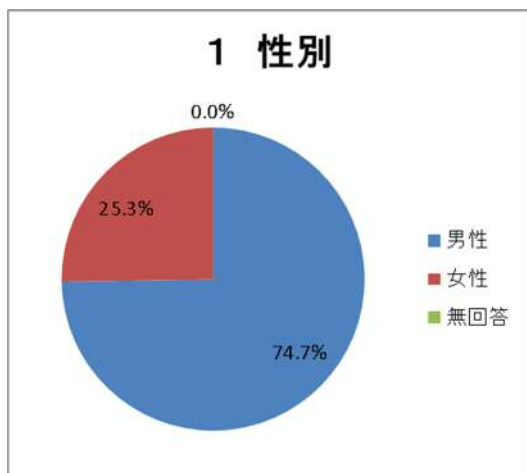
【自由記載：16件（以下抜粋）】

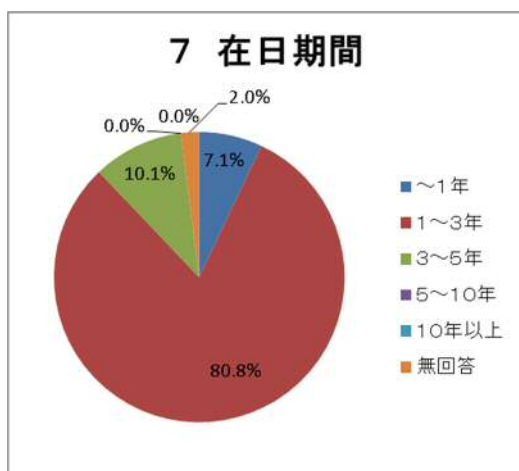
- ・フリーペーパー、パレット（県内発行の情報誌）
- ・市役所
- ・散髪屋、スーパー、派遣会社

⑧ 市役所に伝えたいことなど、何でも記載してください【58件（以下抜粋）】

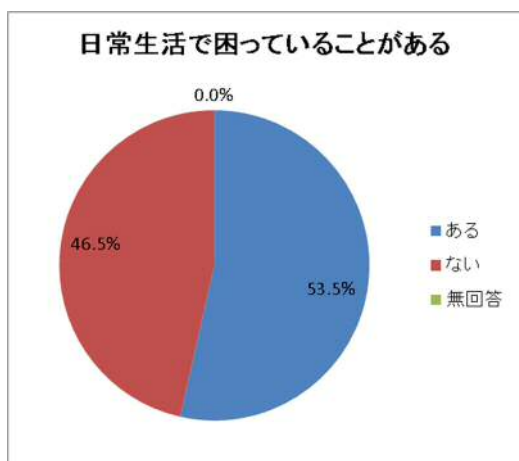
- ・税金が高い、年金や税金のことをもっとよく知りたい。
- ・除雪が行き届いていない。特に歩道。
- ・日本語講座を開講してほしい。
- ・日本人と同じ権利が欲しい。（義務は同じでも権利が平等でない。）
- ・保育園と公園が足りない。
- ・河川改修（豪雨時に溢れないか心配）。
- ・病院に通訳が足りない。
- ・コストコ、イオン、遊園地、24時間営業のジムが欲しい。
- ・BBQができる場所を増やしてほしい。
- ・公務員になりたい。
- ・街灯が少なく、夜歩いていると危険を感じる。

外国人市民アンケート結果【ベトナム人：回答者 99 人】

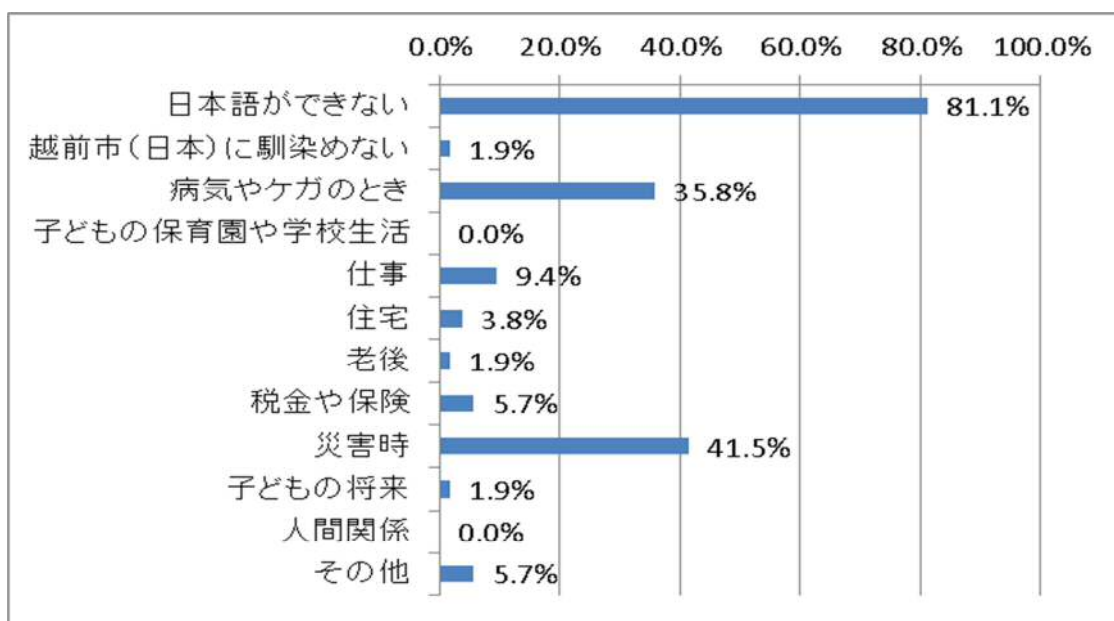




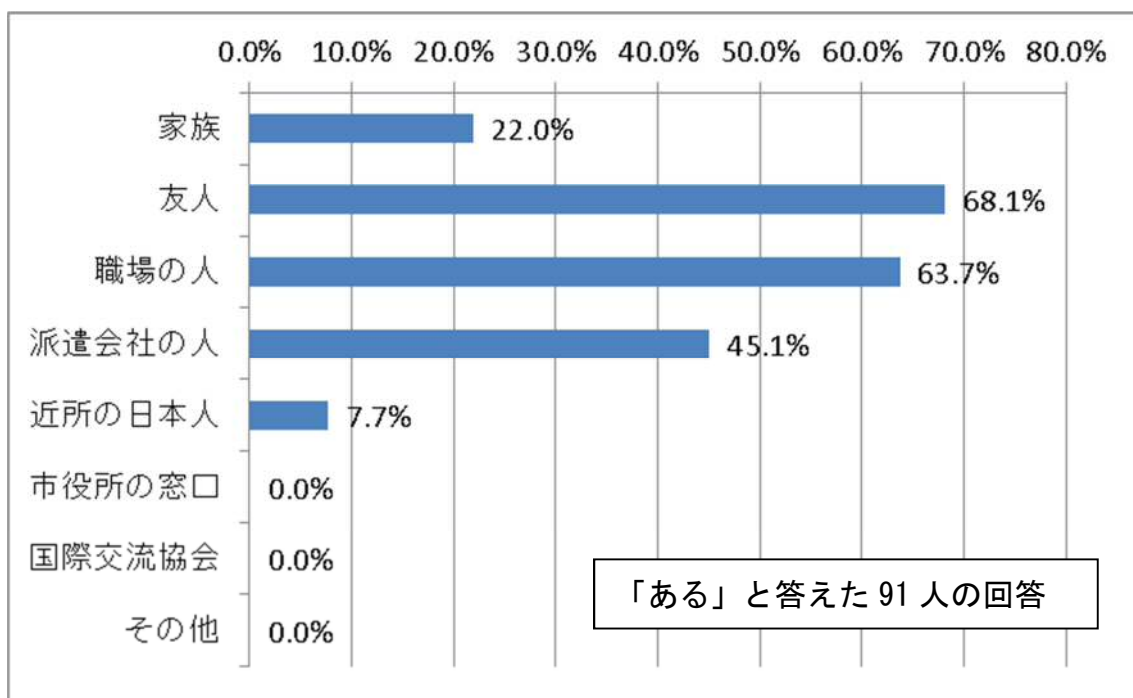
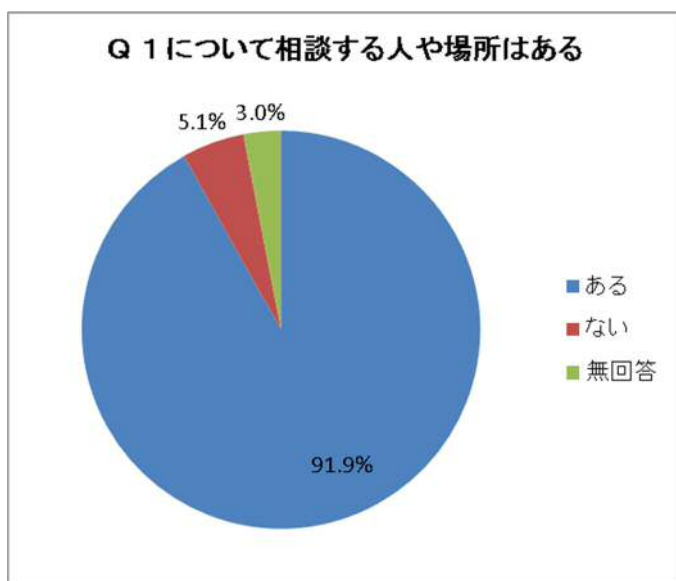
① 日常生活で困っていることや心配なことはありますか？【回答者：99 人】



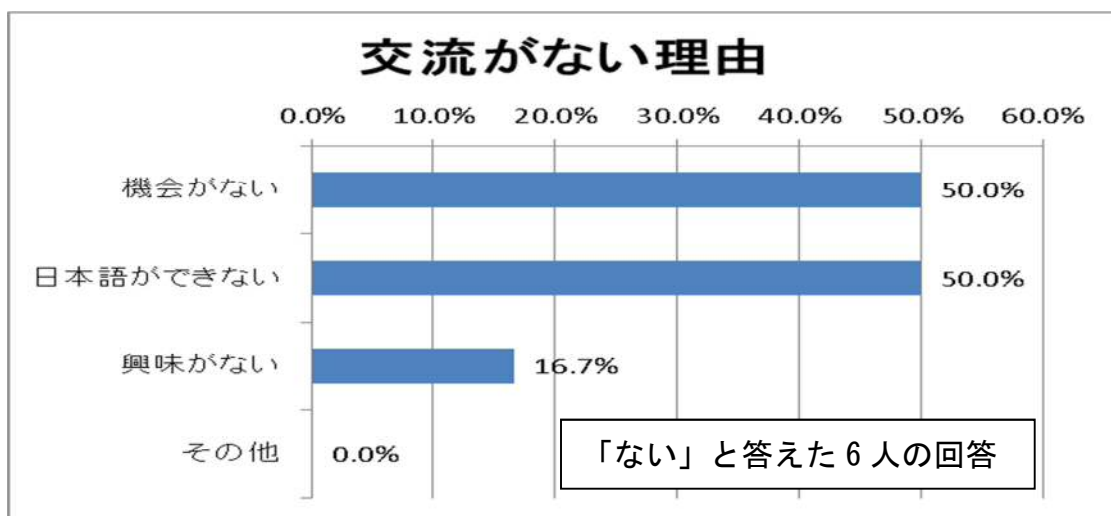
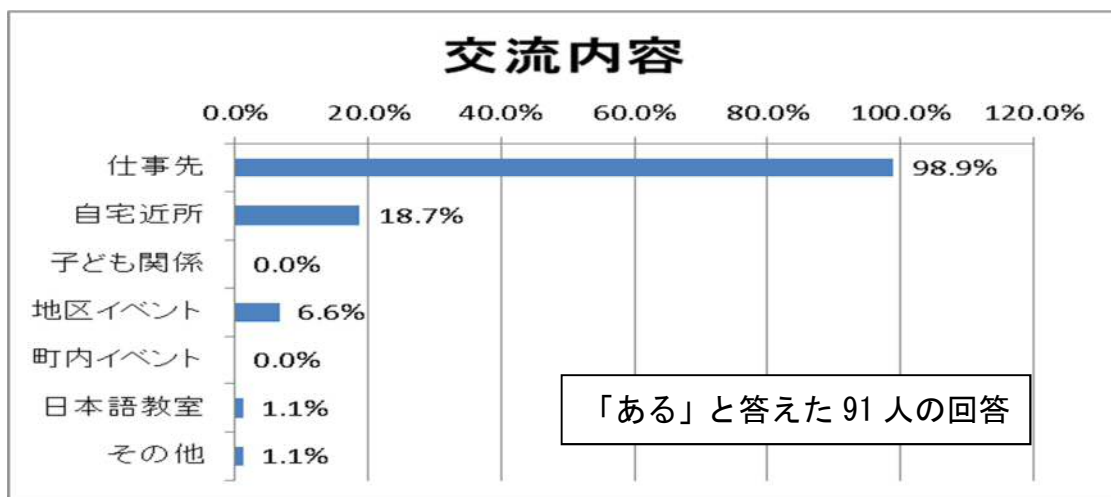
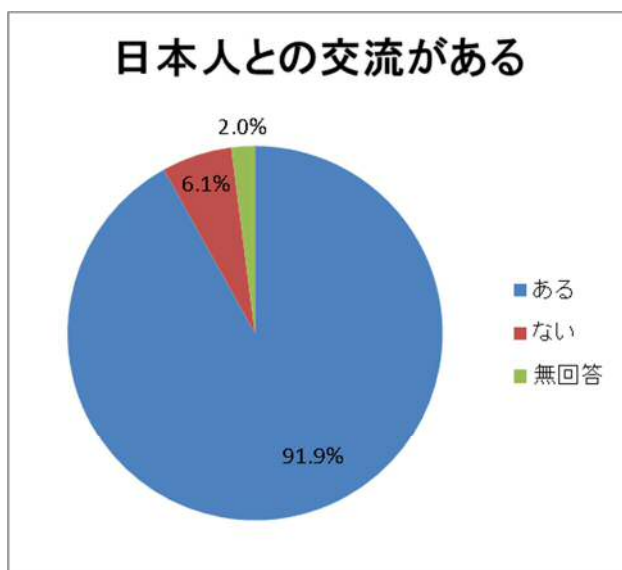
「ある」と答えた 53 人の回答



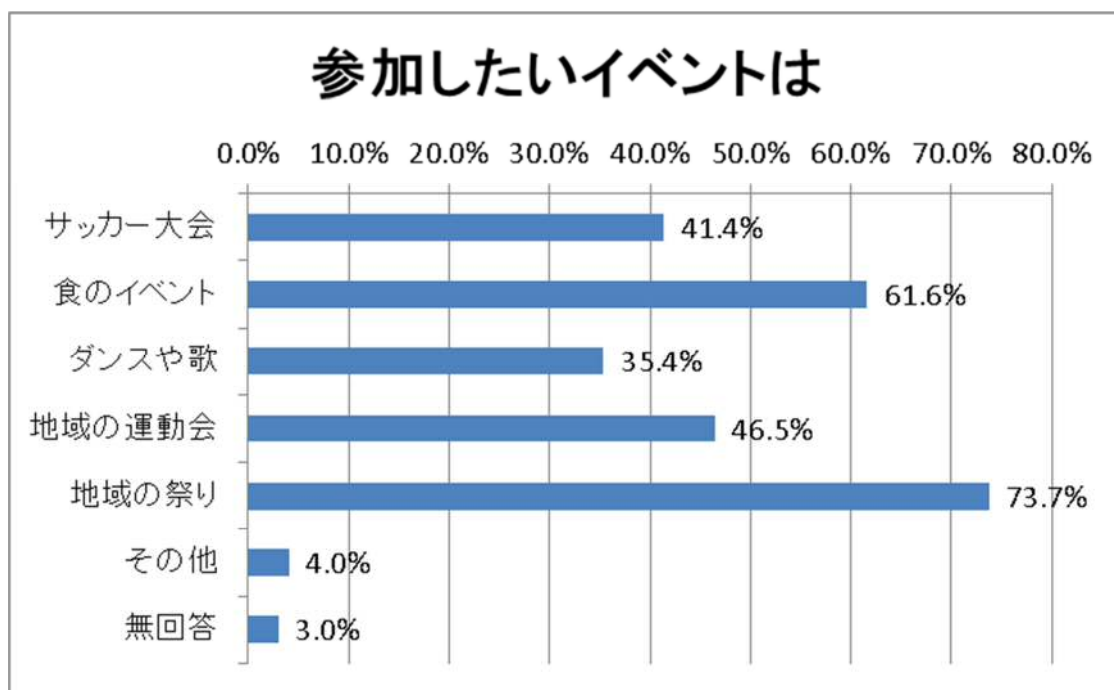
② ①について相談する人や場所はありますか？【回答者：99 人】



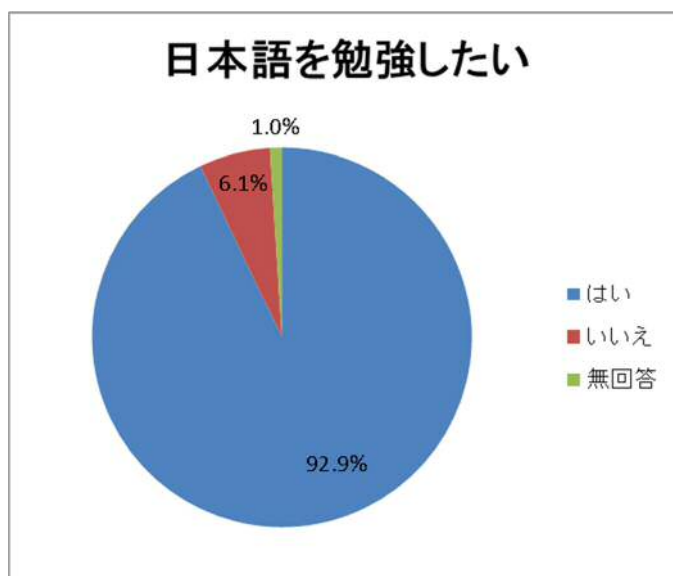
③ 日本人との交流はありますか？【回答者：99 人】

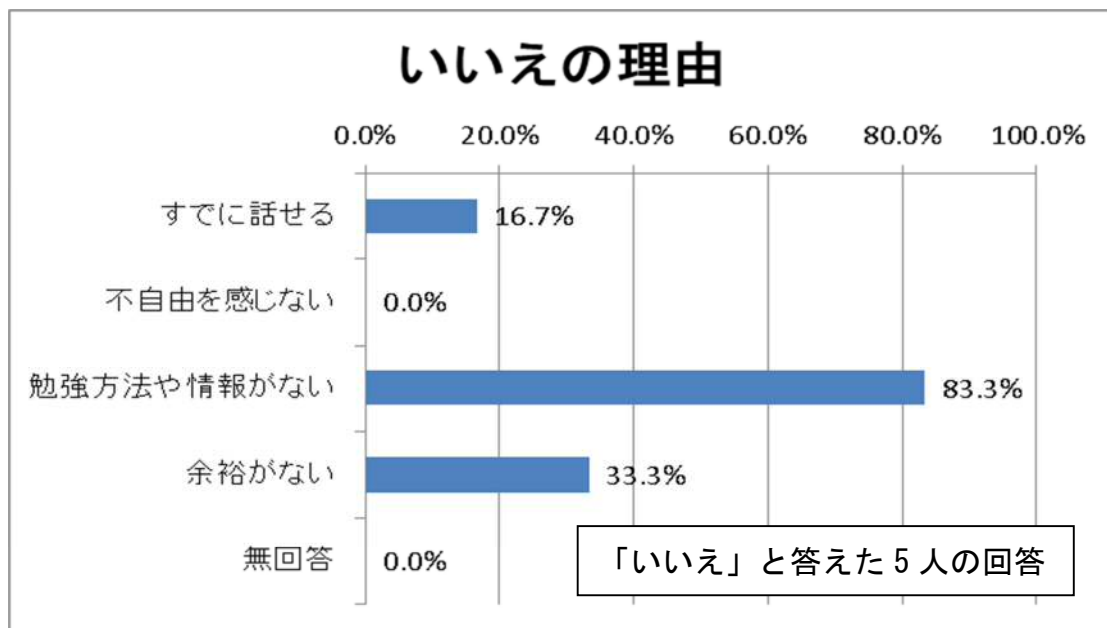


④ 参加したい交流イベントはありますか？【回答者：99 人】

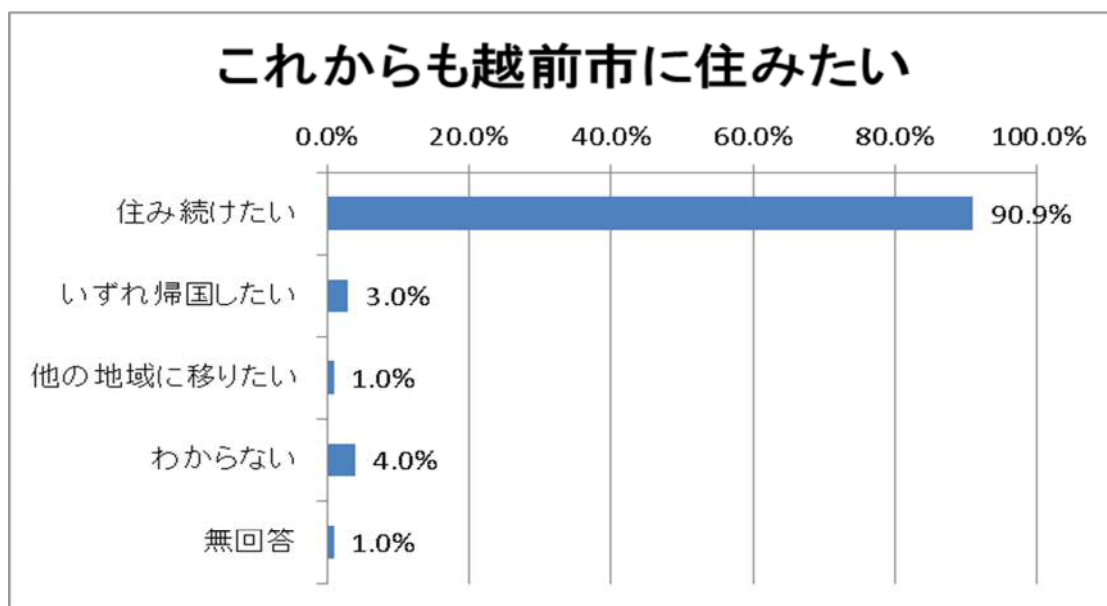


⑤ あなたは日本語を勉強したいですか？【回答者：99 人】





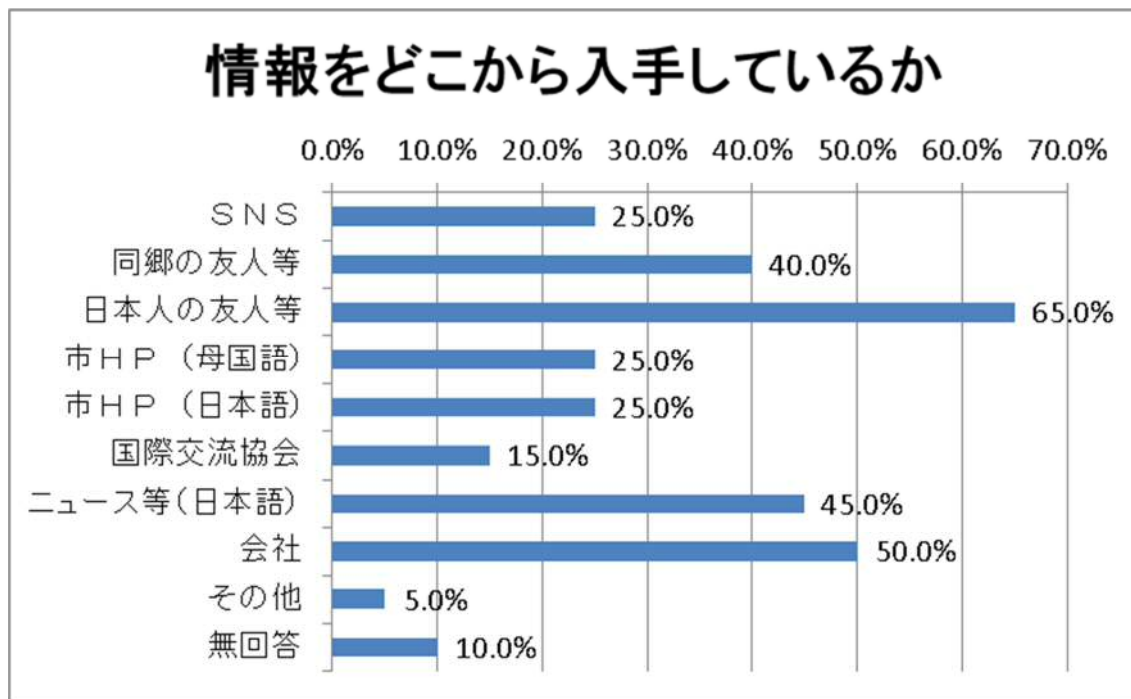
⑥ これからも越前市に住みたいですか？【回答者：99 人】



【自由記載：33 件（以下抜粋）】

- ・ 生活環境が整っている。
- ・ 静かできれいで治安が良い。
- ・ 文明的（自分勝手ではなく皆のことを考えて行動する、マナーが良い）な国で、親切な人が多い。
- ・ 仕事のため、職場が近い。

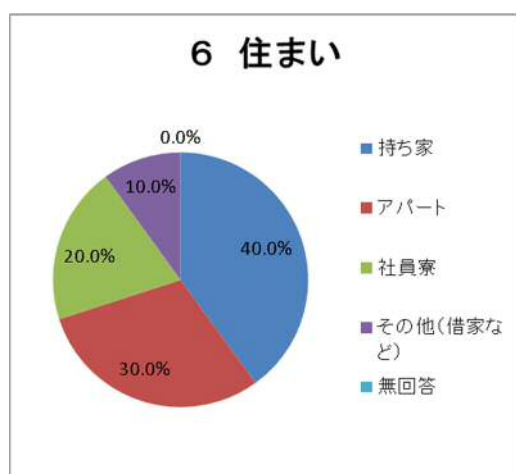
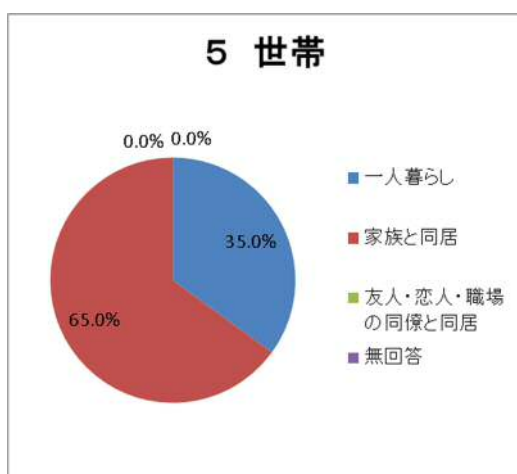
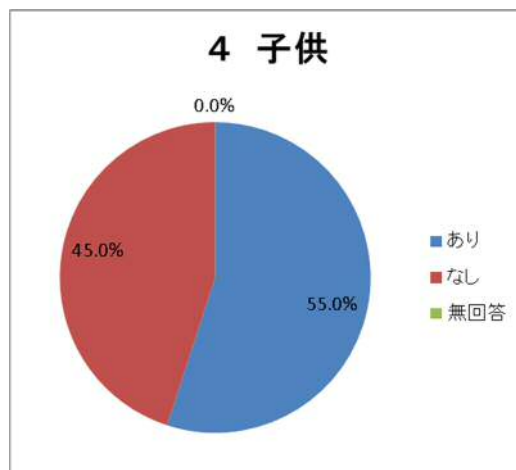
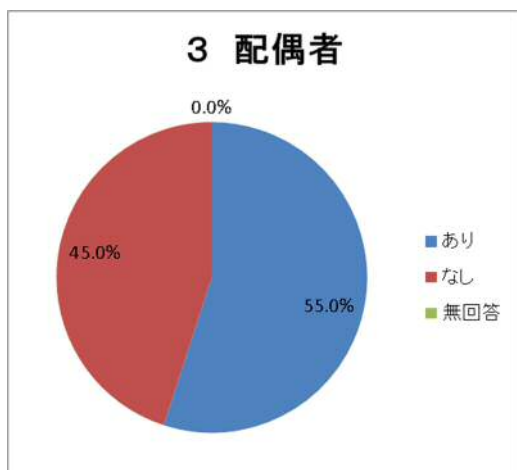
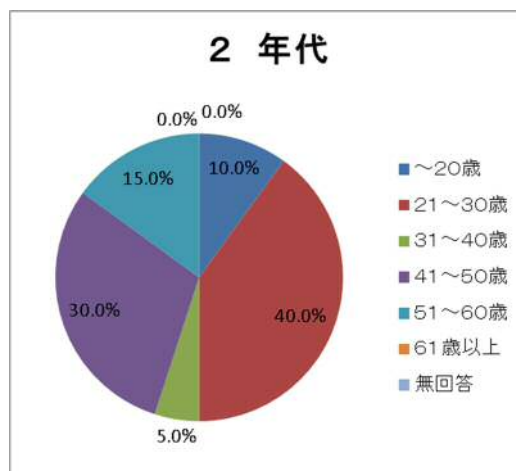
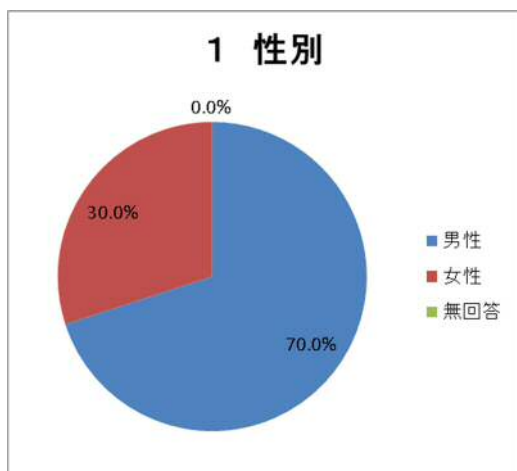
⑦ あなたは越前市（日本）での生活に必要な情報をどこから入手していますか？【回答者：99人】

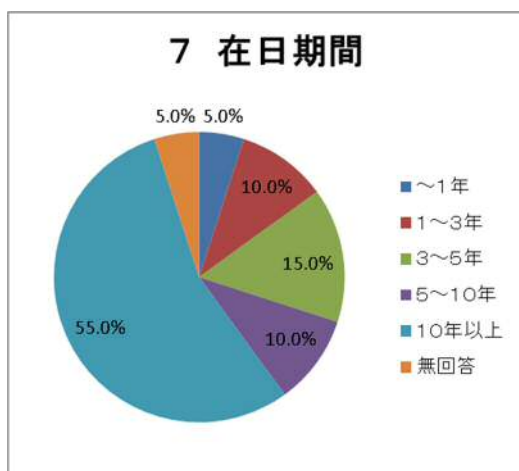


⑧ 市役所に伝えたいことなど、何でも記載してください。【3件】

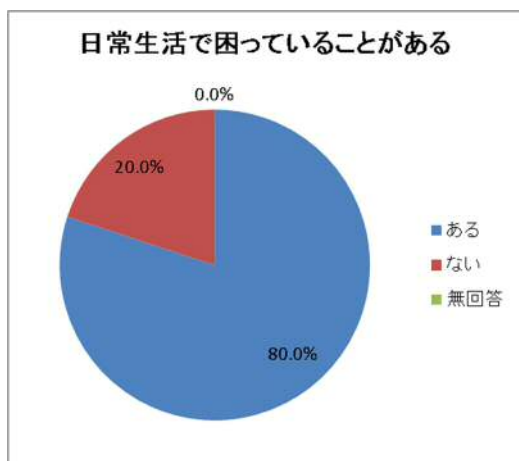
- ・日本人とベトナム人で交流したい。
- ・日本語教室に参加したい。
- ・会社と越前市に感謝の気持ちを捧げたい。

外国人市民アンケート結果【その他国籍：回答者 20 人】

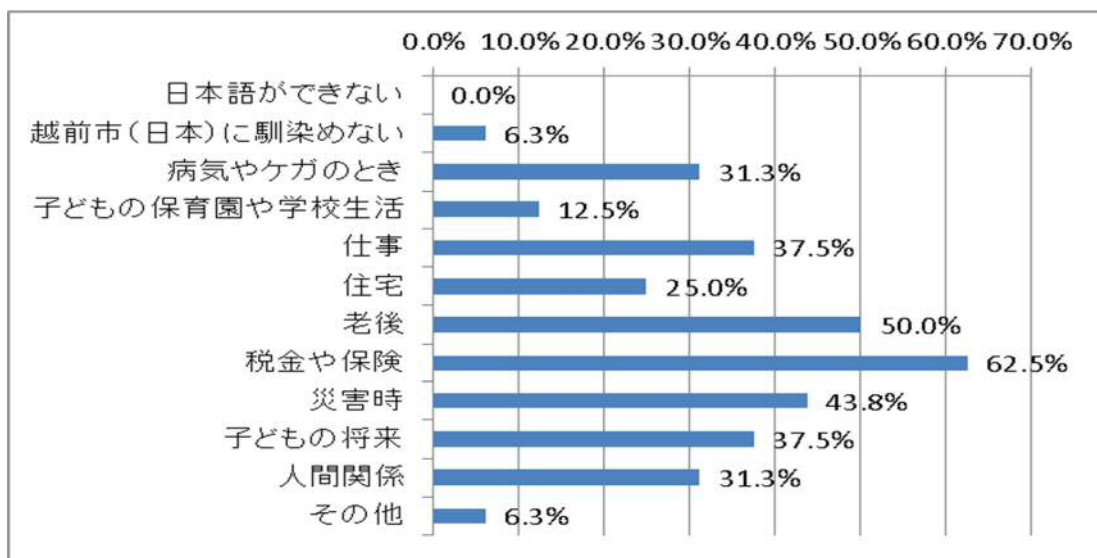




① 日常生活で困っていることや心配なことはありますか？【回答者：20 人】



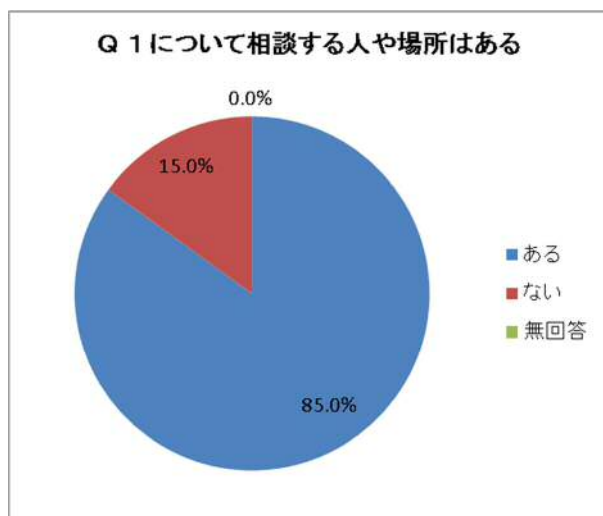
「ある」と答えた 16 人の回答



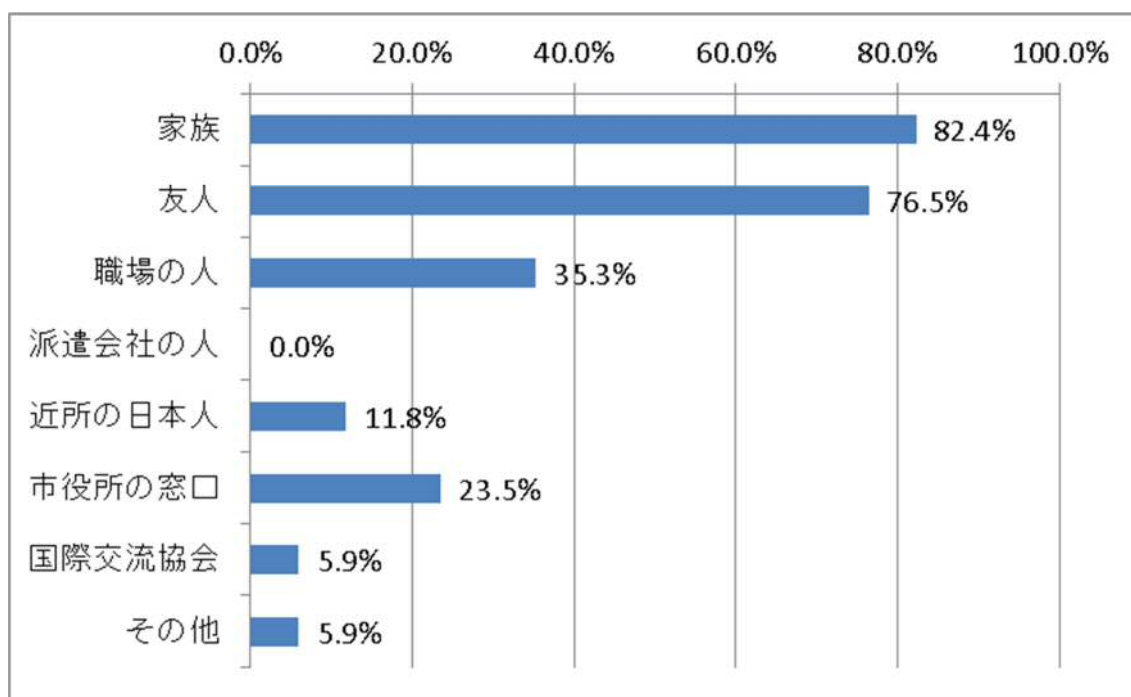
【自由記載：2 件（以下抜粋）】

- ・ 武生駅と武生インターの駐車場が少ない。

② ①について相談する人や場所はありますか？【回答者：20 人】



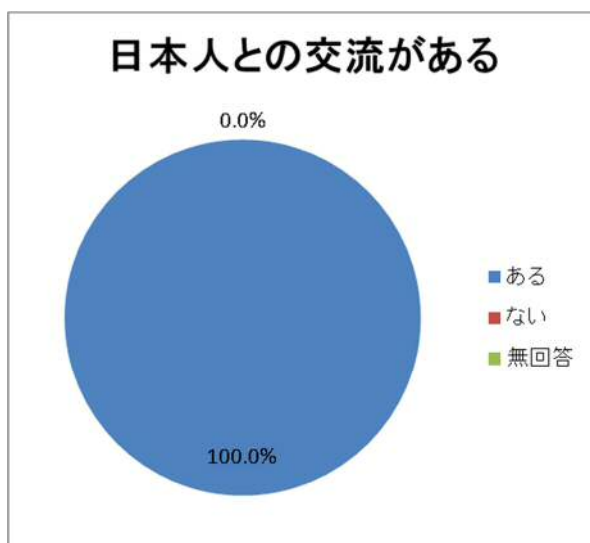
「ある」と答えた 17 人の回答



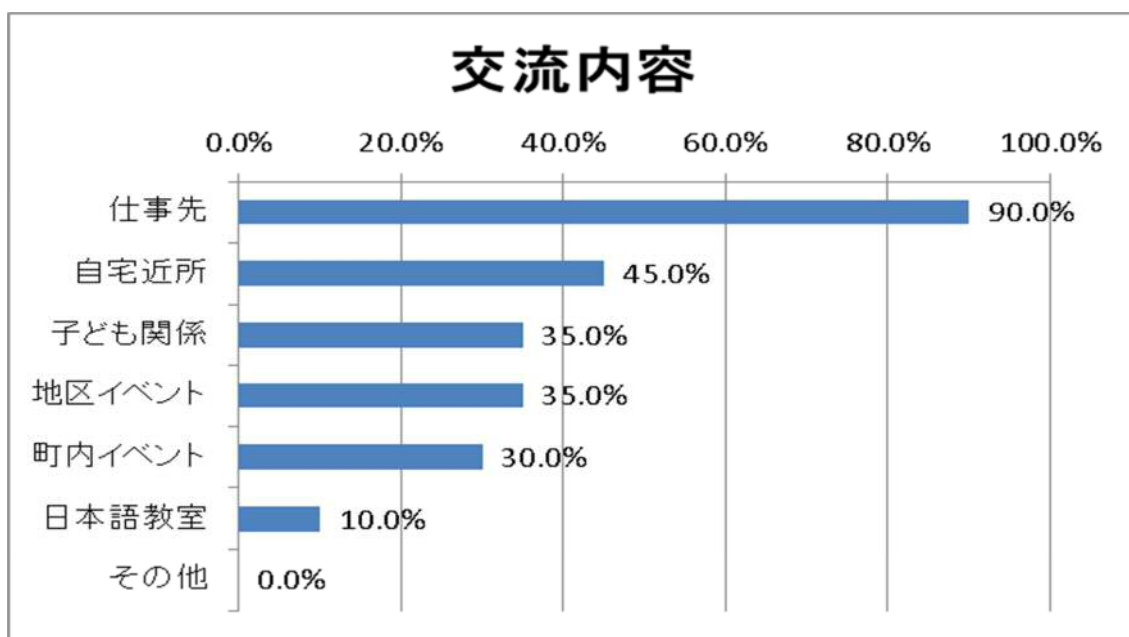
【自由記載：1 件】

・学校の先生

③ 日本人との交流はありますか？【回答者：20 人】

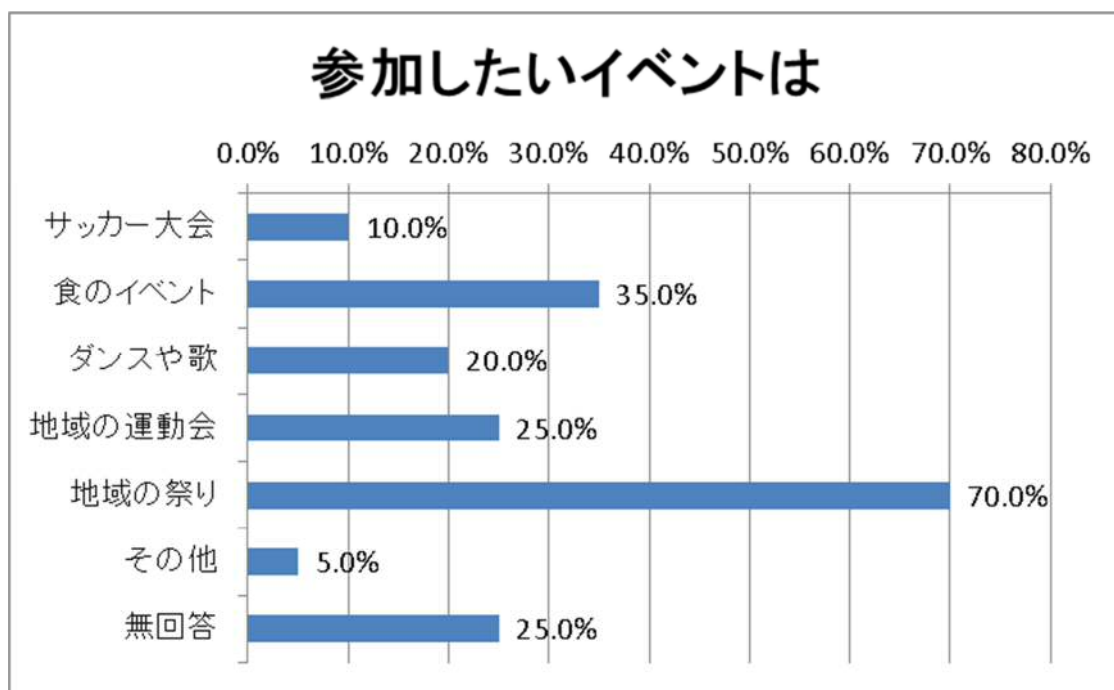


「ある」と答えた 53 人の回答



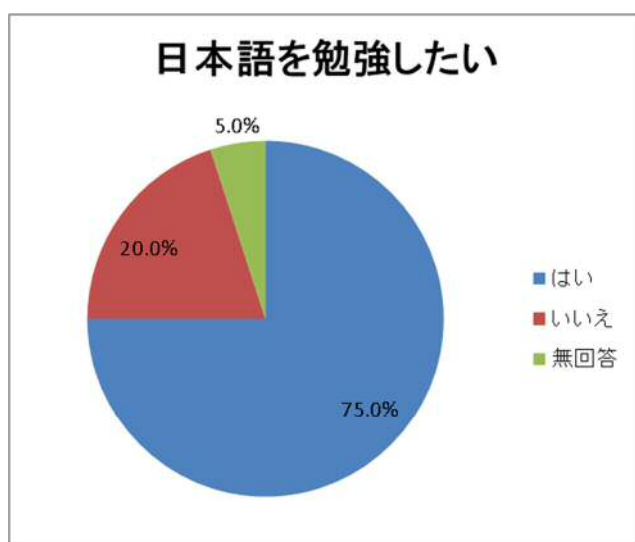
【自由記載：なし】

④ 参加したい交流イベントはありますか？【回答者：20 人】

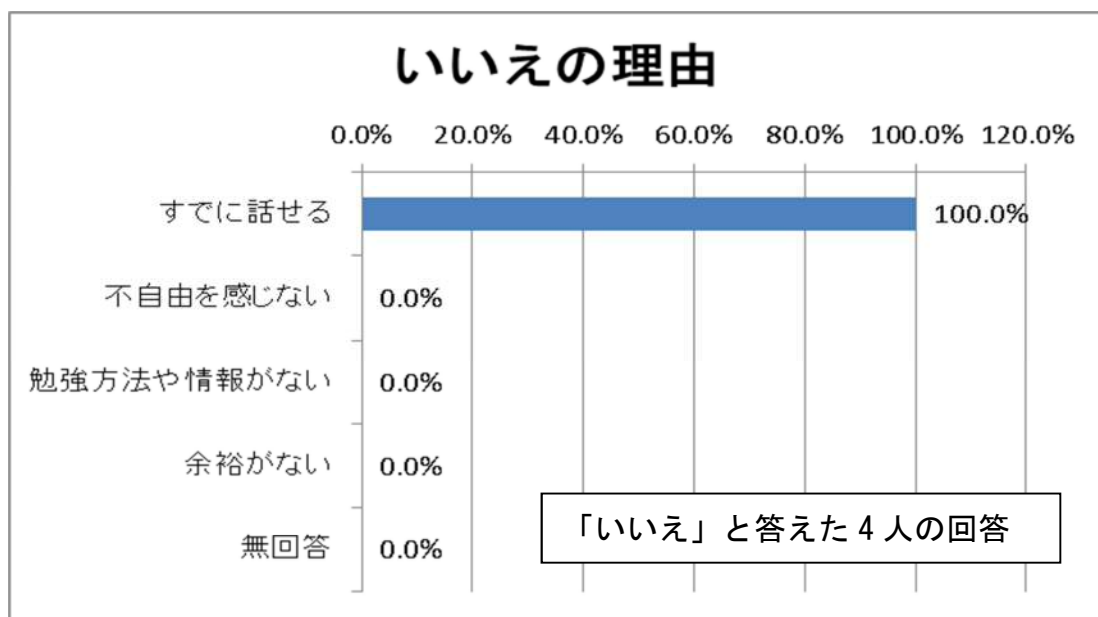


【自由記載：なし】

⑤ あなたは日本語を勉強したいですか？【回答者：20 人】

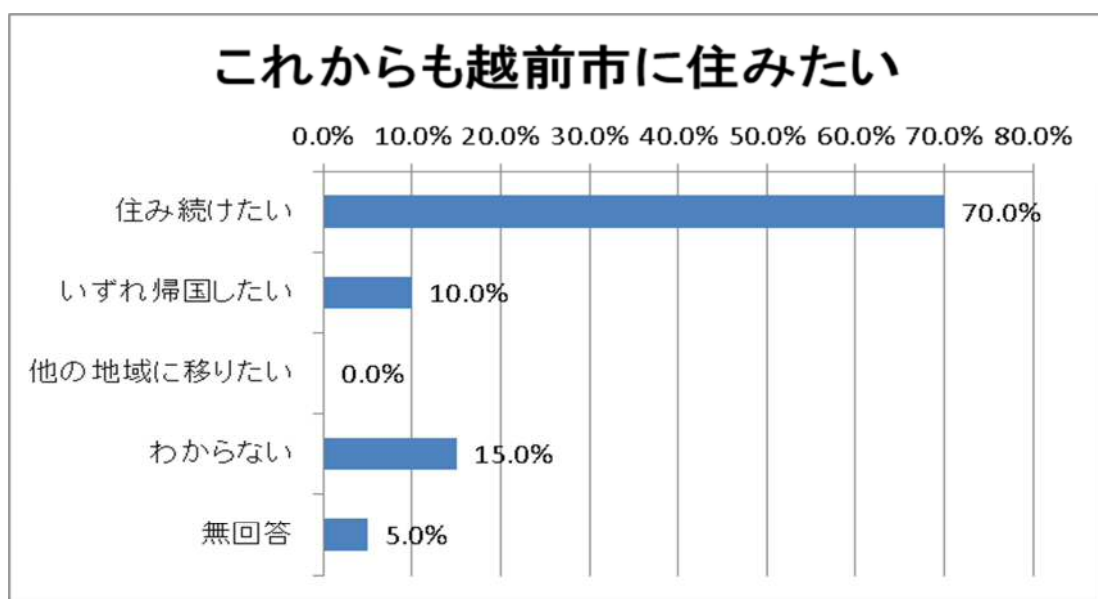


「いいえ」と答えた 4 人の回答



【自由記載：なし】

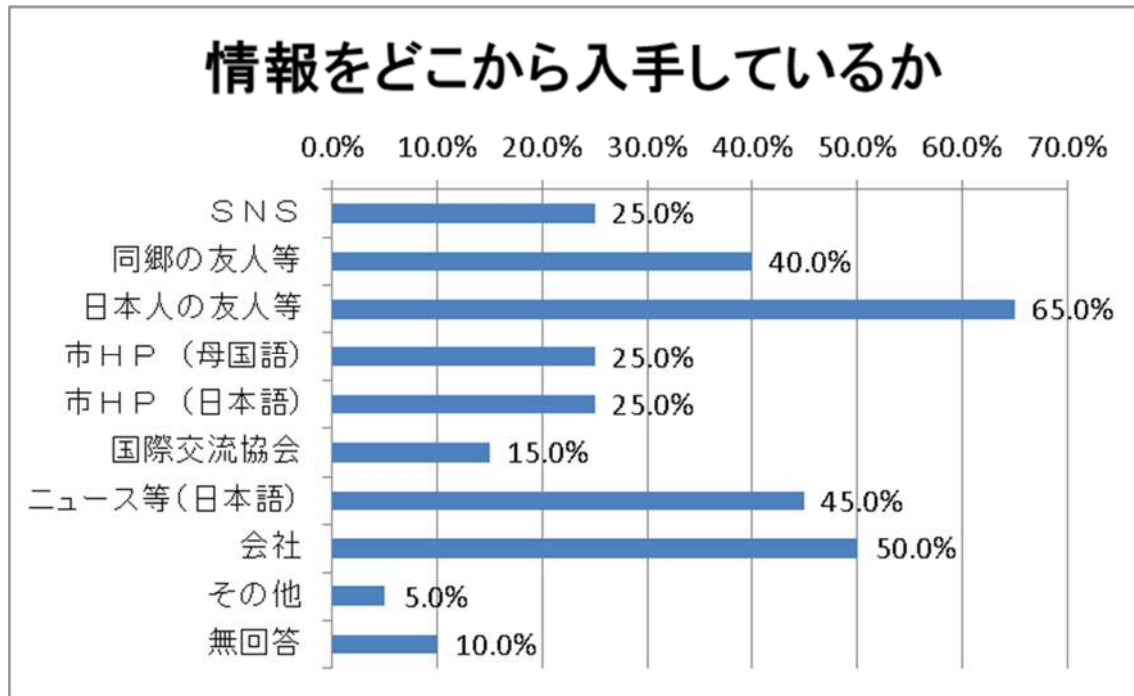
⑥ これからも越前市に住みたいですか？【回答者：20人】



【自由記載：11件（以下抜粋）】

- ・正社員になりたい。
- ・生活環境や学習環境が子どもに適している。
- ・家族のもとへ帰国したい。
- ・まだ先のことなのでわからない。

⑦ あなたは越前市（日本）での生活に必要な情報をどこから入手していますか？【回答者：20人】



【自由記載：1件】

- ・ 市役所が送ってくれたポスター

⑧ 市役所に伝えたいことなど、何でも記載してください。【10件（以下抜粋）】

- ・ 武生駅と武生インターにコインパーキングが駐車場を増やしてほしい。
- ・ 元日だけ市役所の駐車場を開放してほしい。
- ・ 数年前から税金が高くなっていて、祖国への仕送りも大変。
- ・ 屋内プールにジムが欲しい。
- ・ 降雪時の対策をもっとしっかりしてほしい。
- ・ 婚活パーティを開催し、結婚を応援してほしい。
- ・ 外国人向けイベント、日本人との交流、日本文化の体験、飲食イベント、文化イベントに参加したい。
- ・ 会社に出張所があるといい。

④外国人市民対象地域ミーティング

10月12日（金）株式会社福井村田製作所の外国人労働者対象のミーティング

会場：㈱福井製作所内会議室（非公開）

参加者数：ブラジル人20人

10月14日（日）市内在住の外国人市民を対象のミーティング

会場：武生西小学校体育館（公開）

参加者数：ブラジル人14人、日本人12人

10月21日（日）アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社の外国人労働者対象のミーティング

会場：越前市福祉健康センター大会議室（非公開）

参加者数：ベトナム人26人

外国人市民対象地域ミーティングの実施結果

実施方法・概要 多文化共生推進プランの策定にあたり、実際に越前市に居住する外国人市民の意見を聴き、プランに反映することを目的に、10月12日、14日、21日の3回、ミーティングを実施しました。ミーティングでは、市の外国人市民の状況や施策を説明した後、日頃感じていることなどについて、自由な意見交換を行いました。



▲武生西小学校での外国人市民地域ミーティング

教育・保育に関すること

- ・子どもの勉強について相談できるところがほしい。
- ・子どもの興味があるイベントについては、できるだけ保育園や幼稚園で案内してほしい。
- ・学校や保育所にも通訳がいるし、翻訳もしてくれるので、大変助かっている。
- ・保育所に空きがなく困ったことがある。

- ・学校で、子どもや親にアンケートをしてくれるのはありがたいが、きちんと対応しているか心配である。また、他の国と比較して越前市は国籍での差別に対する対応が遅れている。

雇用・労働に関すること

- ・勤務体制が変更され、厳しい労働環境になっている。疲労のため、地域活動もできない。別の地域に移る人も増えてしまうのではないか。
- ・多文化共生を進めるためには、企業の協力も必要ではないか。
- ・企業の社員駐車場が派遣社員ということで利用ができない。

生活・文化に関すること

- ・市全体として、通訳などのサポートが少ない。病院、郵便局、警察、小学校や保育園など利用の多い施設に配置してほしい。
- ・文化の違いがトラブルになることがある。外国の文化をもっと日本人に伝えてほしい。
- ・税金の支払方法をその国の習慣や性格に合わせてほしい。
- ・病院に通訳を置いてほしい。災害時にどうしてよいのかわからない。
- ・区長と連携して他のブラジル人へ地域活動への参加呼びかけなどを行っている。他の地区でも取り組んではどうか。
- ・まずは、人間として様々な文化を受け入れることが重要。イベントを開催しても関係者しかいないのが残念。参加している人からアイデアをもらってはどうか。
- ・外国人への情報発信は、派遣会社を通じて行うのが一番だと思う。
- ・日本語を話せることも重要だが、日本の文化を学ぶことも必要。
- ・お店での多言語化（ポルトガル語、ローマ字など）が進んでくれるとよい。
- ・会社の寮周辺で開催されるイベントの案内をしてほしい。

- ・越前市の習慣や文化、特別なルールなどを教えて欲しい。
- ・サッカーなどのスポーツイベントでの交流があると良い。
- ・自転車が便利なので、あまりバスは利用しない。
- ・日本語教室の他に、生け花など日本文化の講座にも参加してみたい。
- ・ベトナムの食文化を紹介したい。

その他

- ・今回のミーティングの様な機会は本当にありがたい。他にいつでも相談できる場所がほしい。
- ・このような機会を設けてくれた市に大変感謝している。
- ・法律が変わり、研修生も家族帯同で越前市に永住できたらうれしい。

⑤ 保育・教育現場の視察

(ア) 外国人労働者雇用企業関係者による教育・保育現場の視察

実施日：9月5日（水）

場 所：武生西幼稚園、武生西小学校、武生第一中学校、上太田保育園

参加者：外国人雇用企業5社5名

(株)福井村田製作所、アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)、
フジアルテ(株)、(株)サンキョウテクノスタッフ、(株)ふじや食品

(イ) 多文化共生推進に係るトップミーティング

実施日：11月12日（月）

場 所：武生西幼稚園、武生西小学校

参加者：外国人労働者雇用企業の企業トップ5社12名

(株)福井村田製作所、アイシン・エイ・ダブリュ工業(株)、
フジアルテ(株)、(株)サンキョウテクノスタッフ、(株)ふじや食品

備 考：視察の後、意見交換を実施

⑥ パブリック・コメントの実施

実施期間：平成30年12月15日から平成31年1月15日

実施方法：越前市ホームページ、越前市広報12月号により周知を行い
市役所本庁、今立総合支所（あいぱーく今立）、中央図書館、

今立図書館、各地区公民館、越前市国際交流協会に素案及び
概要版を設置し、意見募集を実施
実施結果：66人（154件）

越前市規則第28号

越前市多文化共生推進プランの策定等に関する越前市事業計画等策定委員会設置規則を次のとおり制定する。

平成30年5月9日

越前市長 奈良 俊 幸

越前市多文化共生推進プランの策定等に関する越前市事業計画等策定委員会設置規則

(設置)

第1条 越前市が定める越前市多文化共生推進プランの策定等に関する調査審議を行うため、越前市附属機関設置条例（平成24年越前市条例第2号）第2条の規定に基づき越前市多文化共生推進プランの策定等に関する越前市事業計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、越前市多文化共生推進プランに係る調査審議の結果を市長に報告した日までとする。

(会長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、委員以外の者に出席を求め、説明、意見等を求めることができる。

(報酬)

第6条 委員の報酬は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年越前市条例第44号）及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（平成24年越前市規則第13号）の定めるところによる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、越前市行政組織規則（平成17年越前市規則第10号）別表第5に定める課において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年6月1日から施行する。

（委員会招集等の特例）

2 委員長が互選されるまでの間、会議の招集及び運営は、市長が行う。

（越前市行政組織規則の一部改正）

3 越前市行政組織規則の一部を次のように改正する。

別表第5 総務部の部市民自治推進課の項に次のように加える。

越前市多文化共生推進プラン策定等に関する越前市事業計画等策定委員会	（附属機関条例）越前市多文化共生推進プランの策定等に関する越前市事業計画等策定委員会設置規則（平成30年越前市規則第 号）
-----------------------------------	---

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）

4 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第51号を第52号とし、第21号から第50号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

（21）越前市多文化共生推進プランの策定等に関する越前市事業計画等策定委員会の委員

(2) 越前市多文化共生推進プラン策定体制

①越前市多文化共生推進プラン策定委員会

◎委員長 ○副委員長

氏 名	団体名 役職等	分 野
◎石川 昭義	仁愛大学人間生活学部長	学識経験者 (生活支援全般)
○井上 秀道	(株)福井村田製作所 人事課長	産業・雇用 労働環境 生活支援
浅見 周作	ハローワーク武生 次長	
吉村 文男	武生商工会議所 中小企業相談所長	
谷野 慎一	アイシン・エイ・ダブリュ工業 労働組合執行委員長	
澤 大亮	フジアルテ(株) 福井営業所長	
大谷 恵一	越前市国際交流協会 運営委員長	国際交流
若泉 学史	武生青年会議所多文化シナジーを 生み出す委員会委員長	
山田 耕一郎	市PTA連合会会長	教育関係
野尻 富美	市教育委員・NPOえちぜん	教育・保育・福祉
杉原 良直	南地区自治振興会事務局長 南公民館館長	地域参画 意識啓発
倉田 昌宜	総務部長	行 政
藤下 利和	産業環境部長	
西野 吉幸	教育委員会事務局長	

②ワーキンググループ

所属	職名	所属
市民情報サービス室	室長	池泉 裕道
行政管理課	主幹	山北 剛史
人権推進室	室長	平沢 登姿恵
防災安全課	主幹	前田 朝子
市民課	主幹	ハマザキ・タカノ・ アドリアナ・エイコ
市民課	主幹	瀧波 晴美
社会福祉課	副課長	神門 弘明
子ども福祉課	主幹	牧田 聡
健康増進課	主幹	山口 久仁江
産業政策課	副課長	大谷 芳範
環境政策課	主幹	澤田 昌伸
住宅政策推進室	室長	吉江 一則
教育振興課	副課長	笛吹 英史
教育振興課	参事	宇野 秀美
生涯学習課	副課長	川上 みのり

③越前市多文化共生推進プラン策定事務局

- ・企画部 統括官
- ・企画部 政策推進課 総合戦略推進室
- ・総務部 市民自治推進課



越前市多文化共生推進プラン策定に寄せて

市内の保育園を訪問したとき、小さな女の子に「Bom dia（ボン・ジア）：おはよう」と声をかけたら、にっこり笑ってくれました。人生で初めて使ったポルトガル語が伝わったかなと思って素直にうれしく思えた瞬間でした。

私は「共生」について「人権とアイデンティティ」をキーワードにして考えてきました。お互いに人を尊重し、誰もが抱えている心の支えを大事にしなければならぬのは、外国人市民にも日本人市民にも共通して大切な理念です。人は本来、共生を必要としているし、そう願ってもあります。

越前市で生まれた絵本作家、かこさとしさん（1929-2018）の作品に『からのパンやさん』があります。かこさんは、いろんな形をしたパンを何種類も並べて描いたり、お客さんとしてやってくるカラスをいろいろな色で一羽一羽描き分けています。このことについて、かこさんはこう述べています。「同じように見えても、少しずつ違うというのが肝心で『多様である』というのは、この社会の特徴でもあるからです。」（『未来のだるまちゃんへ』文藝春秋、2014年）ここには、「自分が世の中の中心だとはとても思えないから」という、かこさんの強い思いが表れているといえます。

このたびの越前市多文化共生推進プランは、お互いに認め合い支え合うことを理念として掲げました。同時にこのプランは、私には、外国人市民と日本人市民がともにこの越前市を創っていくこれからの民主主義の在り方を問うものになったと思います。越前市がすべての市民にとって生活と心の拠りどころとなるよう、市民が参画しながら共感と愛着に満ちたまちづくりを進めることが「共生」であると思います。このプランをもとに「共生」の理念と実践が着実に広がることを心より期待しています。

平成31年3月

越前市多文化共生推進プラン策定委員会委員長

仁愛大学 人間生活学部長 石川 昭義

越前市多文化共生推進プラン

発行日 ／ 平成31年3月

発 行 ／ 越前市

編 集 ／ 越前市企画部政策推進課総合戦略室
越前市総務部市民自治推進課

〒915-8530 越前市府中一丁目13-7

TEL 0778-22-3000(代)

FAX 0778-22-3264

ホームページ <http://www.echizen.lg.jp>



福井県

越前市